

新たな税財源の確保としての宿泊税 導入の検討結果報告書

**令和7年1月
浦安市宿泊税導入検討委員会**

目 次

第1 はじめに	1
第2 浦安市の状況	2
1 人口構造の推移	2
2 観光の状況	3
(1) 滞在人口の推移	3
(2) 宿泊施設の現況	4
(3) 宿泊者数の現況	4
(4) 来訪者の増加に伴う行政コストの増加	5
3 財政の状況	6
(1) 浦安市の財政状況	6
(2) 千葉県内自治体の財政指標	8
(3) 法人市民税調定額の推移	9
(4) インフラ設備の維持・管理	9
(5) ふるさと納税による市税の流出	10
(6) 行政改革	11
第3 宿泊税の導入の検討について	12
1 導入の検討にあたっての論点	12
2 検討経緯	14
3 宿泊税とは	15
4 導入検討にあたってのアンケート調査	16
第4 宿泊税の導入の目的、使途について	17
1 先行自治体の導入の目的	17
2 浦安市の導入の目的	18
3 宿泊税を活用した使途の方向性	18
第5 宿泊税の課税要件について	23
1 先行導入自治体の状況	23
(1) 課税客体	23
(2) 納税義務者・徴収方法	23
(3) 税率	23
(4) 免税点	23
(5) 課税免除	23
2 浦安市における宿泊税の課税要件の考え方	24
(1) 課税客体・納税義務者・課税標準	24
(2) 税率	24
(3) 免税点	25
(4) 課税免除	26

(5) 徴収方法・特別徴収義務者・申告期限.....	27
(6) 制度の見直し.....	28
(7) 特別徴収義務者報奨金及びシステム改修費	28
(8) 課税要件のまとめ	30
3 入湯税の制度改正について	31
第6 検討のおわりに	32
(1)宿泊税導入の必要性について	32
(2)宿泊税の導入に係る課題等の整理について	32
(3)宿泊税の制度内容の検討について	32
(4)宿泊税の充当事業等の整理について	32
(5)関係機関の情報収集について	33
(6)その他必要な事項に関するここと	33
参考1 浦安市宿泊税導入検討委員会の設置並びに組織及び運営に関する要綱	34
参考2 質問書	36
参考3 委員名簿	37
参考4 検討経過	37
参考5 宿泊事業者アンケート	38
参考6 宿泊者アンケート	43
参考7 市民アンケート	47
参考8 先行自治体の課税要件	49
参考9 宿泊税と入湯税の導入自治体における税率	52
参考10 委員からの提出資料	53

第Ⅰ はじめに

浦安市では、将来にわたって安定した財政基盤を堅持するため市税収入などの徴収率の向上に努めるとともに、国・県支出金の確保や基金・地方債の適正な活用のほか、公金の効果的な管理運用や市有財産の有効活用を図るなど新たな財源の確保に取り組んでいる。

これまで、健全な財政運営を堅持するため、新たな財源の確保として、ガバメントクラウドファンディングやふるさと納税の返礼品の拡充などを行ってきた。

また、浦安市に所在するテーマパーク等への来場者はコロナ禍前では、年間約 3,000 万人を超え、宿泊者も年間 800 万人以上が浦安市に滞在しており、来訪者から生じる行政需要に対応するための財源の確保が課題となっている。

このようなことから、平成 30 年度に新たな税財源となりうる税目を検討し、宿泊税については、令和 3 年度より府内で検討を行ってきたところである。

宿泊税については、令和 5 年 5 月に新型コロナウィルス感染症の 5 類移行に伴い、観光需要やインバウンドの回復が見込まれる中、観光を推進する多くの自治体で検討が行われており、千葉県でも、令和 6 年 3 月に「千葉県観光振興財源検討会議」を設置し検討を進めている。

浦安市でも、社会経済活動が正常化する中で、観光推進や多くの来訪者から生じる様々な行政需要に対応するため、令和 6 年 2 月に宿泊税の導入検討について表明し、多様な視点から客観的に検討を進めていくことを目的として、令和 6 年 4 月に学識経験者、宿泊事業者、観光関係事業者等で構成する「浦安市宿泊税導入検討委員会」（以下、「本検討委員会」という。）を設置したところである。

本検討委員会では、諮問事項である「宿泊税導入の検討について」の中、6 つの項目を検討するにあたり、導入先行自治体の状況把握、宿泊事業者・宿泊者・市民アンケート調査結果等を参考に、4 回の会議にて各委員の議論を経て、本報告書を取りまとめたものである。

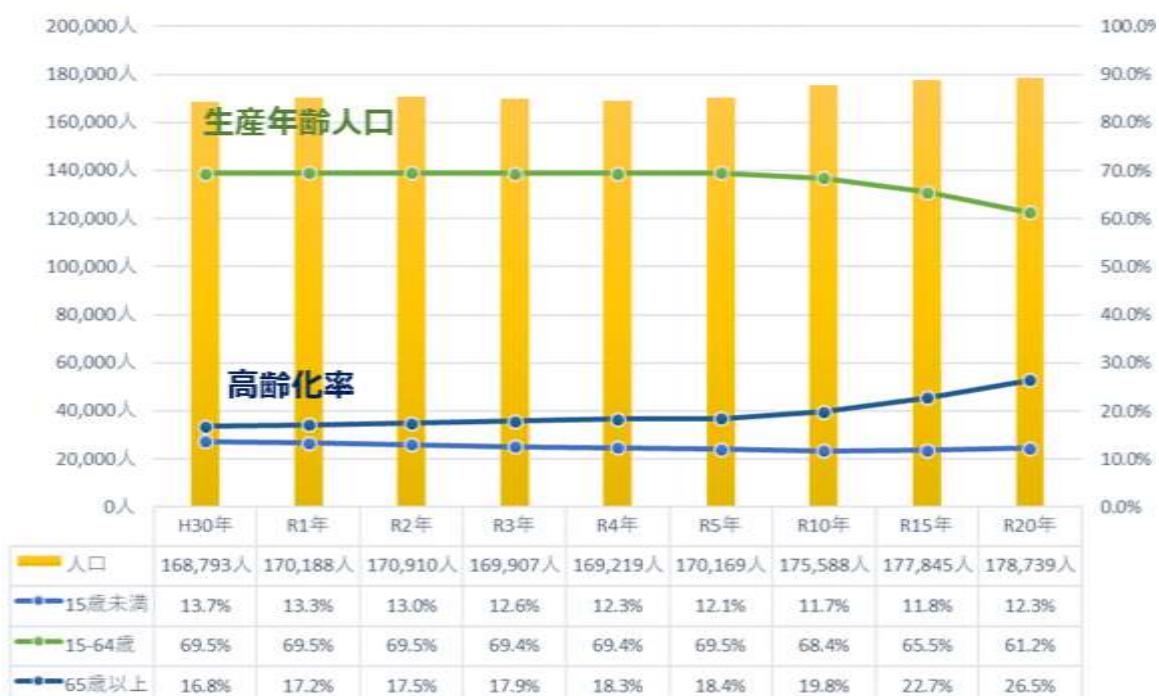
第2 浦安市の状況

I 人口構造の推移

浦安市の人口は、平成 23 年の東日本大震災や令和 2 年に国内で初めて確認され・急速に拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少したが、現在は緩やかな増加傾向にある。

しかし、人口は令和 20 年を境に減少傾向に転じ、生産年齢人口については令和 10 年以降減少に転じると見込まれている。

人口区分別の人団の推移



出典：浦安市令和 4 年推計

2 観光の状況

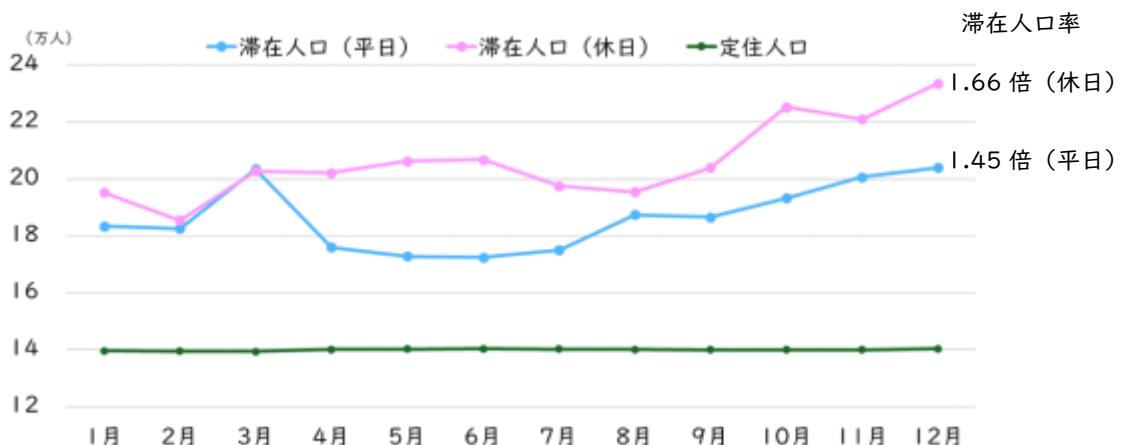
(1) 滞在人口の推移

浦安市においては、テーマパークを中心として商業施設やホテル等、多数が訪れる施設がある。テーマパーク事業者の事業報告によると、平成30年には来訪者は年間約3千万人を超えており、今後も滞在人口の増加が見込まれる。

浦安市の滞在人口は、多い月で平日・休日ともに20万人を超え、定住人口よりも多い値となっている。

浦安市の住民（定住人口）と来訪客（滞在人口）の推移を月別で見ると、令和4年では12月に最も滞在人口が多くなり、最大1.45倍となるなど、住民よりも来訪客数が多い状態が続いていることがわかる。

滞在人口の推移（令和4年）



	1月	2月	3月	4月	5月	6月
①滞在人口(平日)	183,420	182,611	203,522	176,082	172,895	172,510
②滞在人口(休日)	195,271	185,537	202,771	202,173	206,249	206,832
③定住人口	139,649	139,556	139,487	140,111	140,248	140,361
滞在人口率(平日) ①/③	1.31	1.31	1.46	1.26	1.23	1.23
滞在人口率(休日) ①/③	1.40	1.33	1.45	1.44	1.47	1.47

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
①滞在人口(平日)	175,051	187,418	186,637	193,312	200,759	204,005
②滞在人口(休日)	197,591	195,467	203,971	225,225	220,985	233,565
③定住人口	140,248	140,120	140,074	140,079	140,050	140,394
滞在人口率(平日) ①/③	1.25	1.34	1.33	1.38	1.43	1.45
滞在人口率(休日) ①/③	1.41	1.39	1.46	1.61	1.58	1.66

滞在人口 : 令和4年の各月14時の滞在人口（15～84歳）

定住人口 : 令和4年の各月1日現在の夜間人口（15～84歳）

出典：滞在人口：株式会社NTTドコモ・株式会社ドコモ・インサイトマーケティング「モバイル空間統計®」

定住人口：浦安市HP「住民基本台帳人口」

(2)宿泊施設の現況

浦安市内の旅館・ホテル施設における客室数は、令和6年3月末時点で総計約1万3千室、1施設当たりの平均客室数は246室にのぼる。種別で見るとホテル営業となる施設が28と最も多く、客室数は1万室超となっており、浦安市の宿泊施設は、ほぼホテルで構成されている状況となっている。

また、今後も宿泊施設の開業が予定されており、客室数の増加が見込まれる。

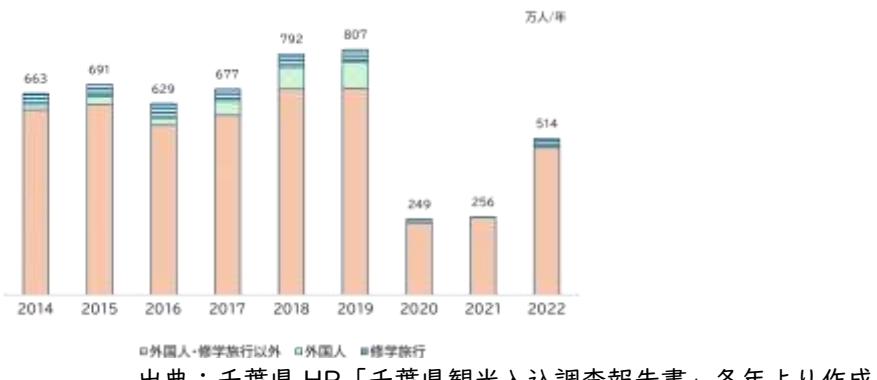


(3)宿泊者数の現況

浦安市の宿泊者数の延べ人数は、2019年（令和元年）に807万人となったものの、以後新型コロナウイルス感染症の影響を受け大幅に下がっている。直近の2022年（令和4年）は514万人と回復傾向が見られるもののコロナ禍以前の水準までは達していない。

ただし、今後はインバウンドのV字回復傾向やテーマパークの新テーマポート開業、複数の大型宿泊施設の開業等の影響から、コロナ禍以前よりも市内宿泊者数の増加が見込まれる。

浦安市の宿泊者数の推移



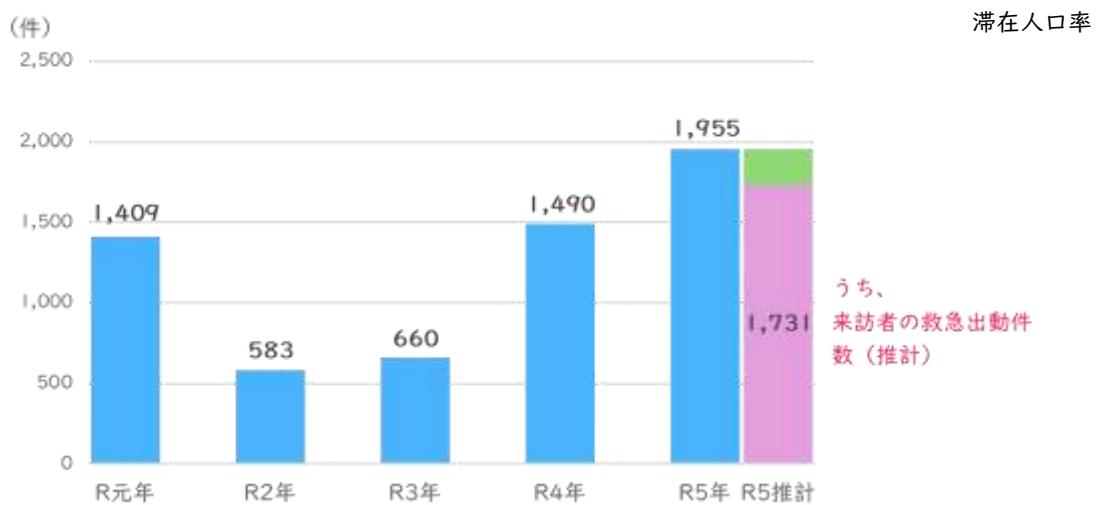
(4) 来訪者の増加に伴う行政コストの増加

来訪客（滞在人口）が増加すると、それを考慮した救急搬送需要、インフラ整備、ごみ処理体制などの行政需要に対応する必要が生じる。

特に、浦安市における来訪者の救急車の出動件数を推計したところ、テーマパークがある舞浜地区においては、コロナ禍では減少傾向にあったものの、現在は令和元年のコロナ禍前と同程度となっていることが明らかとなった。

令和5年度の人口100人あたりの救急出動件数では舞浜地区が突出して多く、来訪者が増加すると救急出動件数も比例して増加している。このことから、住民の救急車利用にも影響が生じることが懸念される。

舞浜地区における救急出動件数の推移



※舞浜地区の来訪者の救急出動件数については、舞浜地区の救急出動件数から、舞浜地区の人口に舞浜地区と類似する住宅地の美浜地区の100人あたり救急出動件数を乗じることで算出した舞浜地区の住民の救急出動件数を減じることで推計した

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
浦安市	9,128件	7,286件	7,829件	10,195件	10,787件
舞浜	1,409件	583件	660件	1,490件	1,955件

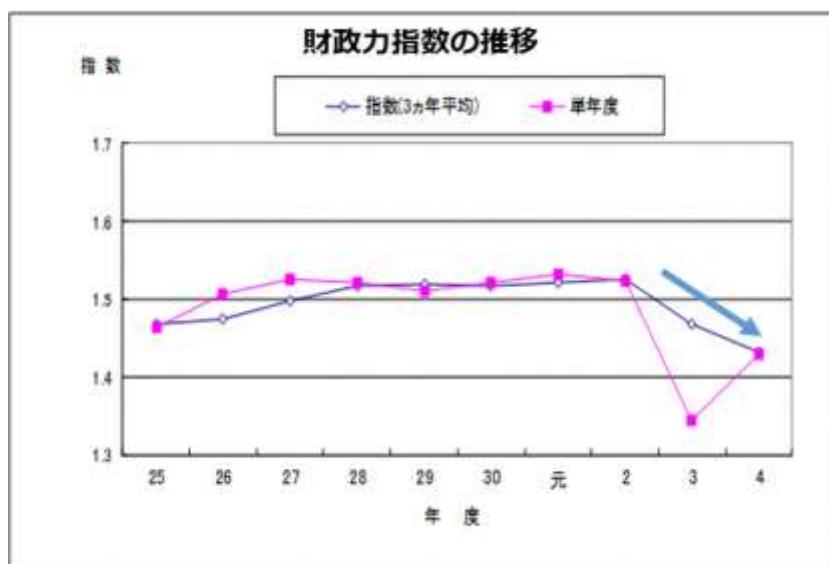
令和5年における各地区の100人あたり救急出動件数

当代島	富岡	美浜	舞浜	高洲
11.2件	7.4件	6.3件	54.9件	3.5件

3 財政の状況

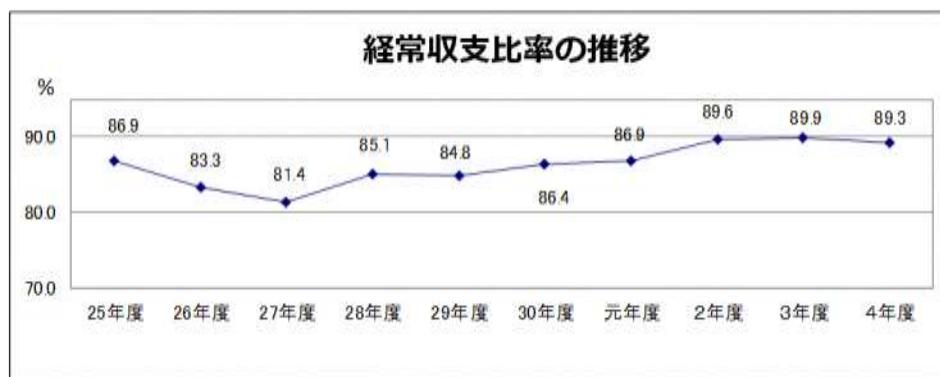
(1) 浦安市の財政状況

下表で示すとおり、財政力指数の推移をみると、令和 2 年度からの新型コロナウイルス感染症による影響から減少傾向にあることがわかる。令和 4 年度算定値で 1.432 (ピーク時 1.526) とピーク時に比べ 0.1 ポイント近く減少しているものの、全国の中でも高い指数となっている。



出典：「令和 4 年度（2022 年度）決算の概要」浦安市

下表で示すとおり、経常収支比率の推移をみると、財政力指数と同様に、新型コロナウイルスの影響を受け増加している。特に、令和 2 年度以降は 89% 台と財政硬直化の目安と言われる 90% に近い比率を保っており、令和 3 年度には全国平均 (88.9%) を上回っている。



出典：「令和 4 年度（2022 年度）決算の概要」浦安市

下表で示すとおり、将来負担比率と財政調整基金残高の推移を試算すると、将来負担比率は増加の一方であるのに対し、財政調整基金残高は減少が見込まれている。

今後、将来的な生産年齢人口の減少・ふるさと納税による市税の減収等による収入減に加え、高齢化率の増加による社会保障費関連経費等の増加・経常的なインフラ設備にかかる多額の費用など歳出増から、年々財政状況は厳しくなるものと想定される。

指 標	(単位：百万円、%)		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実質公債費比率	7.3	7.7	8.1
将来負担比率	35.6	38.6	39.2
財政調整基金残高	7,181	6,503	5,184
地方債年度末残高	30,750	32,020	31,848

出典：「浦安市第 2 次実施計画 令和 6 年度（2024 年度）～令和 8 年度（2026 年度）」

浦安市

(2) 千葉県内自治体の財政指標

下表に示すとおり、浦安市は財政力指数で 1.43 と県内自治体で最も高いものの、経常的な支出も高く、充当倍率は 1.75 とこちらも県内自治体で 1 位となっている。

しかしながら、財政力指数の分母は、国の積算値（「基準財政需要額」）である。「需要/人」と示した指標は「基準財政需要額」を人口で除した値であり、国が必要と積算した住民一人当たりの浦安市の支出額で、浦安市は千葉県内（37 市町村）で 34 位と低い。一方で、国が積算した「基準財政需要額」に対し、実際に浦安市が使ったお金は「経常経費充当一般財源」に該当する。この比（「充当倍率」）は 1.75 と千葉県内で最も高い。

以上を踏まえると、浦安市は財政力指数で見るほど財政的に余裕が無く、支出も多い状況である。さらに今後、インフラ老朽化に伴う負担増加が危惧される。

県内各市の財政指標（令和 4 年度）

	R4年度	財政力指数	基準財政 需要額	経常経費充当 一般財源	充当倍率	需要/人	(円)	充当/人	(円)
1	浦安市	1.43	24,080,013	42,128,506	1.75	142,021	34	248,470	13
2	成田市	1.29	23,144,335	35,390,663	1.53	176,750	16	270,273	7
3	袖ヶ浦市	1.09	11,314,387	15,265,716	1.35	172,320	19	232,500	16
4	千葉市	0.91	200,385,193	262,519,355	1.31	205,099	12	268,695	8
5	市川市	1.07	67,902,119	88,566,634	1.30	138,131	37	180,168	31
6	市原市	1.05	41,207,754	52,802,827	1.28	152,573	29	195,504	26
7	習志野市	0.91	27,679,445	35,395,887	1.28	158,338	25	202,480	20
8	八千代市	0.92	28,707,750	36,672,568	1.28	140,231	36	179,138	34
9	君津市	1.02	15,298,388	19,481,054	1.27	188,459	14	239,985	15
10	船橋市	0.93	96,741,997	122,128,695	1.26	149,515	32	188,751	28

25	白井市	0.86	10,076,282	11,711,675	1.16	160,335	23	186,358	29
26	館山市	0.55	9,849,803	11,234,111	1.14	220,467	11	251,452	12
27	八街市	0.64	11,858,521	13,518,624	1.14	175,953	18	200,585	22
28	勝浦市	0.47	4,811,561	5,412,468	1.12	298,910	2	336,241	2
29	四街道市	0.77	14,849,385	16,528,013	1.11	154,318	28	171,762	36
30	銚子市	0.59	12,587,956	13,856,073	1.10	223,298	10	245,793	14
31	匝瑳市	0.47	8,745,049	9,487,887	1.08	254,676	5	276,309	5
32	山武市	0.48	12,502,455	13,479,666	1.08	254,617	6	274,518	6
33	旭市	0.49	15,841,096	16,937,795	1.07	249,942	7	267,246	9
34	東金市	0.67	11,127,873	11,894,145	1.07	194,312	13	207,693	19
35	香取市	0.51	17,827,861	18,466,170	1.04	248,064	8	256,946	11
36	南房総市	0.31	13,401,588	13,850,616	1.03	376,523	1	389,139	1
37	いすみ市	0.41	10,036,331	10,174,937	1.01	279,595	3	283,456	4

出典：総務省 HP 「全市町村の主要財政指標」より作成（大塚委員長提供）

(3) 法人市民税調定額の推移

法人市民税は、令和元年10月以降の税制改正（税率3.7%減）及び新型コロナウイルス感染症による影響を受け大きく減少した。特に、浦安市においては、基幹産業である観光関連産業が打撃を受けたことから、今後もコロナ禍のような事態が発生した場合、法人市民税が大幅に減少する可能性が懸念される。

法人市民税調定額の推移

(単位：千円)

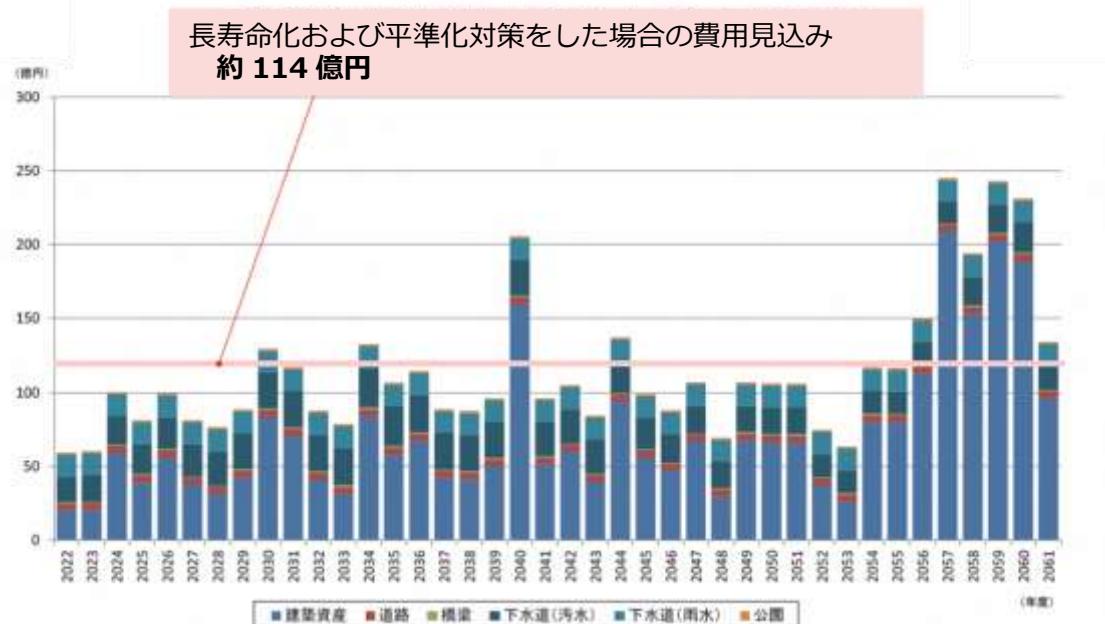
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4,951,042	5,312,075	2,017,479	1,253,590	1,632,782

出典：各年度浦安市決算書

(4) インフラ設備の維持・管理

浦安市は市政施行から40年が経過し、昭和50年代に集中的に整備された公共施設、道路や下水道などのインフラ設備の維持管理、更新、改修費用に年間約114億円かかると試算しており、今後も経常的に多額の歳出が見込まれている。

公共施設等の将来費用の試算結果



出典：「浦安市公共施設等総合管理計画【令和3年度改訂】」浦安市、令和4年3月

(5) ふるさと納税による市税の流出

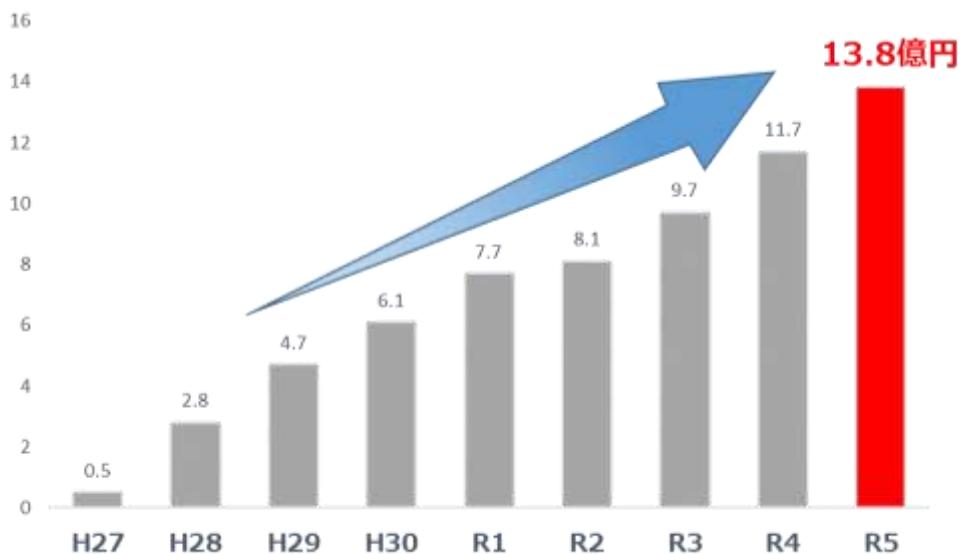
平成 20 年度の税制改正により導入されたふるさと納税制度による市税の流出は年々増加している。

令和 5 年度の寄附金税額控除額は約 13.8 億円で、平成 27 年度と比較すると約 29 倍にのぼる。

ふるさと納税の減収分は、通常国からの地方交付税交付金により補填されるが、浦安市は地方交付税交付金の不交付団体であるため、ふるさと納税の流出額は直接的に減収となる。令和 4 年度には減収額が初めて 10 億円を超え、納税義務者数の減少が見込まれる現状において、このまま寄附金税額控除による減収額が増え続ければ、市民サービスに影響が及ぶことが考えられる。

ふるさと納税による減収額の推移

(億円/年)



出典：「市町村税課税状況等の調」における寄附金税額控除額

(6) 行政改革

浦安市では、次世代に大きな負担を残すことなく、将来を見据えより質の高い行政サービスを提供するため行政改革に取り組んでいる。行政改革の基本方針を示した浦安市行政改革大綱の実現を図るため、令和5年に第2次浦安市行政運営刷新計画（計画期間：3年）を策定した。

施策や事業、個別計画などを本計画に基づき行政改革の視点から横断的に点検・推進するものとしており、中でも、行政改革大綱が示す「最少の経費で最大の効果を挙げる」「行政資源を最適に活用した行政運営を行う」という2つの方向性を踏まえ、5つの資源（人・組織、公有財産、予算、情報・技術、地域資源）の有効活用を目指し、具体的な改革項目として「措置項目」を設定し取り組んでいる。



行政改革大綱		※()の数字は「措置項目」の数
方向性	基本方針	
最少の経費で最大の効果を挙げる	職員育成・組織の最適化 【人・組織】	<ul style="list-style-type: none">・職員が能力を発揮できる環境づくり (4)・職員の業務内容や組織・事業の適正化 (6)・職員の育成 (2)・労働環境の整備 (2)
	公有財産の保全と有効活用 【公有財産】	<ul style="list-style-type: none">・公共施設の予防保全と計画的な改修 (1)・公共施設の利用促進 (2)・公有財産の有効活用 (3)
	健全な財政運営の推進 【予算】	<ul style="list-style-type: none">・収入の確保 (3)・支出の抑制 (1)・持続的な財政運営 (3)
	情報通信技術(ICT)の活用 【情報・技術】	<ul style="list-style-type: none">・ICT等の活用 (4)・システムの集約化と情報セキュリティの強化 (2)・オープンデータの推進 (3)
行政資源を最適に活用した行政運営を行う	民間活力及び地域力の活用 【地域資源】	<ul style="list-style-type: none">・PPP(官民連携)の推進 (2)・公・共・私相互間の協力関係の構築・推進 (3)・地域の良い手の育成支援 (1)・官民の役割分担 (1)

出典：「第2次浦安市行政運営刷新計画」浦安市総務課、令和5年4月

第3 宿泊税の導入の検討について

I 導入の検討にあたっての論点

法定外税とは、地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる地方税で、その中でも環境保護や観光振興などの特定の公共目的に使われるものが法定外目的税である。

法定外目的税の創設にあたっては、地方税法第733条の規定により、総務大臣は、道府県又は市町村から法定外目的税の新設又は変更しようとする協議の申出を受けた場合、次に掲げる事由のいずれかがあると認められる場合を除き、これに同意しなければならないとされている。

- ①他の税と課税標準が同じで、住民負担が著しく過重となる。
- ②地方団体間における物の流通に重大な障害を与える。
- ③このほか、国の経済政策に照らして適当でない。

また、法定外目的税等の検討を行う際には、「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」（平成15年11月11日総税企第179号総務省自治税務局長通知）の内容を適宜参考とすることとされている。

法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準 及び留意事項について（抜粋）

第5 法定外目的税等の検討に際しての留意事項

2 その他

法定外目的税等については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外目的税等の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものではないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外目的税等の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済政策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民

(納税者)の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定め
ることが適当であること。

(4) 法定外目的税等の創設に係る手続きの適正さを確保することに十分留意
し、納税者を含む関係者への十分な事前説明が必要であること。特に、特定
かつ少數の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努
めが必要であること。

(以下略)

本検討委員会では、以上のこと留意しながら、市内ワーキンググループや庁内検討委
員会での検討内容等を踏まえ、「宿泊税導入の妥当性」や「宿泊税の使途」、「課税要件」
等について検討を行った。

2 検討経緯

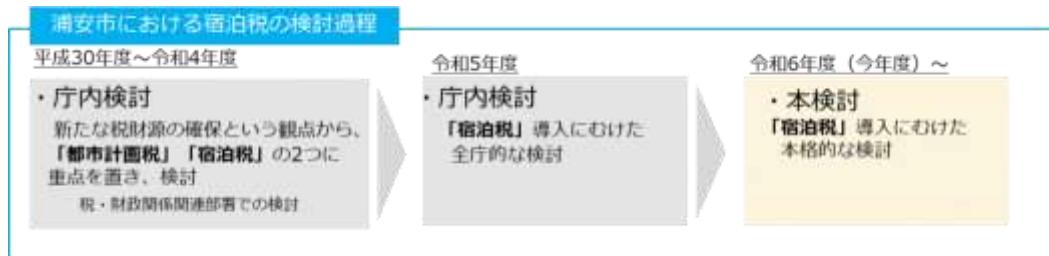
浦安市は、テーマパークを中心として、商業施設やホテル等に市外から多くの人が訪れる事から、来訪者にとってより良い観光のまちづくりを進める必要がある。

加えて、来訪客（滞在人口）は住民（定住人口）に比べ最大6万人増となる事から、来訪者増による救急需要、インフラ整備、ごみ処理体制などの増加する行政需要への対応が急務となり、新たな財源確保の検討を始めた。

平成30年度から令和4年度までは、多くの税目の中でも法定目的税の「都市計画税」と法定外目的税の「宿泊税」の2つに重点を置き検討を実施した。

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業を行う市町村が都市計画区域内にある土地や家屋に対してその事業に必要となる費用を充てるために課する税であり、都市計画税は充当先が都市計画事業等に限定される。既に千葉県内の多くの自治体で導入しているものであるが、対象となる事業がないと導入は難しい。一方で、宿泊税は浦安市の立地的に多くの宿泊者が見込めるものであること、観光振興等に充てる財源として複数の自治体で導入されていることから、宿泊税を第一候補として府内検討を進めてきた。

令和5年度の全庁的な検討を経て、令和6年度に本格的な検討を行ったものである。



3 宿泊税とは

宿泊税とは、宿泊者が宿泊施設に宿泊する際に課される法定外目的税で、主に観光地の財政支援や観光施設の整備に充てられる地方税である。国内では東京都の宿泊税導入を皮切りに 11 自治体（令和 6 年 12 月現在）が宿泊税の導入・決定をしている。

宿泊税は、全国各地の自治体で導入の検討が行われており、千葉県内においては、千葉県、千葉市、成田市などが導入の検討を進めている。

全国における宿泊税の導入自治体

	自治体名	導入時期
都道府県	東京都	平成 14 年 10 月～
	大阪府	平成 29 年 1 月～
	福岡県	令和 2 年 4 月～
市町村	京都市（京都府）	平成 30 年 10 月～
	金沢市（石川県）	平成 31 年 4 月～
	俱知安町（北海道）	令和元年 11 月～
	福岡市（福岡県）	令和 2 年 4 月～
	北九州市（福岡県）	令和 2 年 4 月～
	長崎市（長崎県）	令和 5 年 4 月～
	ニセコ町（北海道）	令和 6 年 11 月～
	常滑市（愛知県）	令和 7 年 1 月～

千葉県内における宿泊税導入検討自治体

自治体名	最新の動向（令和 6 年 12 月時点）
千葉県	R6.9.9 第 4 回千葉県観光振興財源検討会議開催
南房総市	R6.8.26 第 2 回南房総市宿泊税検討委員会開催
千葉市	R6.11.20 第 1 回千葉市観光振興会議開催
成田市	R6.11.15 第 1 回成田市宿泊税に関する有識者懇談会開催

4 導入検討にあたってのアンケート調査

浦安市における宿泊税導入について、市内宿泊事業者、宿泊者、市民に対してアンケートを実施し、宿泊税の使途や税率等に関する意向を調査した。以下に調査の実施概要を示す。なお、各アンケート調査結果は巻末の参考資料に示す。

アンケート調査の実施概要

項目	市内宿泊事業者	市内宿泊者	市民
対象者	市内の宿泊事業者（ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業を行う届出住宅）	過去3年以内に市内の宿泊施設の宿泊経験者	市内在住・在勤・在学の16歳以上でUモニ ⁴ の登録者
調査期間	R6.7.16 ～R6.7.26	R6.7.16 ～R6.7.26	R6.7.20 ～R6.7.26
調査方法	郵送配布 ¹ Web回収 ²	Web調査モニタへの Web調査 ³	Uモニによるインターネットやe-mailによる調査
回収票数	39施設 ※回収率： 客室数ベース：77%	500サンプル	1,041サンプル
主な質問	客室数、宿泊者数、宿泊料金、望ましい使途、税率、宿泊税導入による影響	居住地、来訪回数・目的、人数、宿泊数・料金、宿泊税の認知度、金額の許容度、望ましい使途	宿泊税の認知度、使途、観光客の増加による日常生活への影響

注1) 調査依頼文書およびアンケート回答フォームURL・QRコードの郵送

注2) webによるアンケートフォームによる回答・回収

注3) 楽天インサイト株式会社におけるWeb調査モニターに対する調査

注4) 浦安市インターネット市政モニター制度（Uモニ）

第4 宿泊税の導入の目的、使途について

I 先行自治体の導入の目的

先行自治体の宿泊税導入の目的は、主に都市の魅力や機能の強化、観光振興の2点が掲げられている。

先行自治体の導入目的

先行自治体	宿泊税導入の目的
東京都	「国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため
大阪府	「大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため
福岡市 (福岡県)	「福岡市観光振興条例に基づき、今後必要となる『九州のゲートウェイ都市の機能強化』、『大型MICE等の集客拡大への対応』及び『観光産業や市民生活に着目した取り組み』に要する費用」に充てるため
金沢市 (石川県)	「金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
俱知安町 (北海道)	「世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
北九州市 (福岡県)	「観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。

2 浦安市の導入の目的

浦安市は、テーマパークを中心として市外や県外だけでなく世界各国から観光客が訪れる世界規模の観光地を持つ一方、首都圏のベッドタウンという側面を持つ特殊な特徴を持つ地域である。

このため、浦安市の宿泊税の導入の目的については、先行導入自治体と同様に「都市の魅力を高め」、「観光振興を図る」とともに、中長期的な視野からの持続可能性を踏まえて、「住民・来訪者が安心・安全に滞在できる受入環境の維持・充実を図る施策」に要する費用に充てることも目的であると考える。

3 宿泊税を活用した使途の方向性

浦安市のこれまでの観光振興の変遷や今日の観光産業等を取り巻く環境変化を踏まえ、本検討委員会における検討の結果、以下の観光振興や来訪者から生じる行政需要の2つの施策について、方向性や優先順位を明確にしたうえで宿泊税を活用し、今後取り組むべき使途の方向性として適当と考える。

(宿泊税導入で取り組む観光振興施策の方向性)

浦安市の観光振興施策の方向性	
1. 観光まちづくり	2. 地域観光マーケティング
<ul style="list-style-type: none">○観光まちづくりの推進<ul style="list-style-type: none">・住民・観光客の安心・安全の確保・安全・快適な受入環境の整備・全ての住民・観光客が快適に過ごせる環境整備○地域観光コミュニティの活性化<ul style="list-style-type: none">・観光客の受容力向上や観光消費の拡大に向けた観光産業の担い手づくり	<ul style="list-style-type: none">○地域観光マーケティングの推進<ul style="list-style-type: none">・持続可能な観光を可能とする国内外の観光客の誘致に向けた活動・情報発信基盤の整備○地域産業との連携促進<ul style="list-style-type: none">・観光産業と地場産業の連携促進による観光消費の拡大
○観光DXの推進 (デジタル技術を活用した地域観光マーケティング、マネジメントの高度化)	
3. 推進基盤体制の強化	
宿泊税事務の円滑な運営	特別徴収義務者報奨金制度の創設 財務会計システム改修補助金の創設

○ 観光まちづくりの推進

1. 観光まちづくり

方向性	施策例
住民・観光客の安心・安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・観光まちづくり計画の策定 ・観光客・住民に対応した消防・救急医療体制の充実 ・事業者に対する防火推進事業の促進 ・ごみ処理衛生体制の充実 ・観光危機管理対応の充実
安全・快適な受入環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設や宿泊施設のバリアフリーや多言語表示のサインの整備 ・インターネットへのアクセスを容易にするWi-Fi環境等の整備促進 ・市内での円滑な移動が図れるよう二次交通情報の検索システムの整備(観光DXでの取組) ・交通結節点機能としての鉄道駅周辺環境の整備・充実
全ての住民・観光客が快適に過ごせる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化社会の進行や多様な観光客層の増加に伴う観光機会の拡大に対応するユニバーサルツーリズムの促進 ・多様な食習慣などの受入環境を整備するインクルーシブツーリズムの促進 ・キャッシュレス・オンライン決済の導入支援 ・路線バスなどの利用者が快適に過ごせる手荷物宅配サービスの構築

○ 地域観光コミュニティの活性化

1. 観光まちづくり

方向性	施策例
観光客の受容力向上や観光消費の拡大に向けた観光産業の担い手づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の観光業界に必要な知識やスキルを身につけるための研修プログラム等の実施 ・観光関連事業者や関係者をつなげるネットワークの構築 ・特産品の開発など共同プロジェクトの推進 ・観光・宿泊業の人材不足解消のための支援

○ 地域観光マーケティングの推進 2. 地域観光マーケティング

方向性	施策例
持続可能な観光を可能とする国内外の観光客の誘致に向けた活動	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客にどのように認知され、利用されているかをICTなどを活用して把握し、観光戦略や施策を立案・改善していくための観光市場調査の実施 ・観光市場調査や事業者ヒアリングなどを踏まえ、都心へのアクセスの優位性や地域独自の資源(歴史・文化・産業・水辺など)を活用した滞在型のコンテンツの充実と磨き上げ ・13000を超える宿泊室や大型宴会場など本市の特性を活用し、関係機関と連携したコンベンションやインセンティブ旅行の誘致促進 ・旅行商品の国内外OTAへの掲載、旅行会社との商談会を通じて流通販売促進の実施 ・WEB・SNSを活用したコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信

○ 地域観光マーケティングの推進 2. 地域観光マーケティング

方向性	施策例
情報発信基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・浦安の観光情報について国内外への情報発信とオンライン販売機能を持つ協会HPの再構築 ・観光客への防災・危機管理情報の発信など観光DXを活用した情報基盤の整備 ・観光案内だけでなく地域への誘客への仕組み構築やインバウンドと地域の交流の場、地域産業のプロモーションスペースなどの機能を持ったツーリストインフォメーションセンターの設置

○ 地域産業との連携促進 2. 地域観光マーケティング

方向性	施策例
観光産業と地場産業の連携促進による観光消費の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・観光消費の拡大を図るため、地域の産業関係者と共同しながら、観光市場に適した特産品やサービス開発など地域産業の事業者間の連携促進と共同・連携事業の実施支援

○ 観光DXの推進

1. 観光まちづくり 2. 地域観光マーケティング

方向性	施策例
デジタル技術を活用した地域観光マーケティング・マネジメントの高度化	<ul style="list-style-type: none"> ・インバウンドを含む旅行者の利便性の向上や消費拡大と周遊の促進を図るため、観光デジタル化・DXの推進 ・地域観光マネジメントをより高度化していくため、観光客の移動・宿泊・購買データなどを用いたマーケティングデータの収集や観光ICTを活用した情報発信・交通システム、地域体験商品、物産販売等のシームレスなオンラインシステムの構築。 ・デジタルサイネージを活用し平時の観光情報から災害時は防災・危機管理情報を発信するエリア・インフォメーションサイネージの整備

3. 推進基盤体制の強化

方向性	施策例
安定継続した観光振興に向けての推進基盤体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・DMO機能の導入に向けた専門人材の育成・確保や組織機構のあり方など効果的な観光施策の実施に向けた推進基盤体制の強化

宿泊税事務の円滑な運営

方向性	施策例
特別徴収義務者報奨金制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・先行自治体における特別徴収義務者報奨金の状況を踏まえ、設定する。(導入後の加算措置や上限の設定について検討)
財務会計システム改修補助金の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊税の導入にあたり宿泊施設の財務会計システムの改修に伴う財政支援

【委員からの主な意見】

- ・ 浦安市は世界規模の観光地を持つベッドタウンという極めて特殊な地域である特徴を踏まえて宿泊税の使途や事業の評価を実施する必要がある。
- ・ 近年浦安市では高級ホテルが増えており、これから国際都市となることが想定される。
- ・ 浦安市ではインバウンド増加の影響からか、舞浜地区付近では朝夕の交通渋滞がひどく、市の中心部に移動するにも交通手段がないため、宿泊税を活用した渋滞対策に期待する。
- ・ 宿泊税の使途にはインフラ整備なども含まれることから、導入効果は中長期で見る必要がある。
- ・ 充当事業は観光に関する事業になるが、宿泊者が享受するサービスと間接的に市民に還元される。
- ・ 具体的な充当事業について、観光案内、MICE振興、コンテンツ開発（アート、スポーツ、食、歴史など）や世界への情報発信などがある。
- ・ 市民に対しては駅周辺の渋滞対策、観光客に対しても舞浜エリアでは信号がない横断歩道における事故の対応経験もあり、使途希望の発言が出来る機会を望んでいる。
- ・ 柱立てとして集約し、可能であれば項目間に重みづけができるとよい。
- ・ 県では県全体として観光振興を考えていると思うが、最近では市町村が中心となって観光まちづくり、マーケティングを行うのが主流となっている。
- ・ 宿泊税の金額、内容については、浦安市が自ら施策を立ち上げ、観光客の声を聴き、宿泊事業者・観光事業者のアイディアを持ち寄って戦略に変えていくことが非常に大事ではないか。

第5 宿泊税の課税要件について

I 先行導入自治体の状況

宿泊税の課税要件について、先行導入している9自治体と、令和6年度内に導入を決定しているニセコ町（北海道）、常滑市（愛知県）を合わせた計11自治体の現状を確認し、検討を行った。なお、先行自治体の課税要件は巻末の参考資料に示す。

(1) 課税客体

宿泊施設への宿泊行為に対する課税となっており、東京都のみ民泊（住宅宿泊事業法上の民泊施設）が課税客体から除外されている。そのほか、外国人旅客の滞在に適した施設に対する特区民泊の指定区域では、特区民泊施設も課税客体となっている。

(2) 納税義務者・徴収方法

納税義務者は宿泊者であり、課税客体の対象となる施設を特別徴収義務者とする特別徴収方式となっている。

(3) 税率

税率は自治体によって大きく異なり、担税力や受益に対する負担の公平性、税制のわかりやすさ等の観点から、一律定額、段階的定額、定率方式が採用されている。税率水準も100円～2,000円と様々である。

(4) 免税点

東京都、大阪府、金沢市では、観光振興財源という観点からビジネス客等の一定程度未満の宿泊料金に対して課税を免除する免税点を設定している。

(5) 課税免除

修学旅行やスポーツ大会等の宿泊者に対して、課税免除を設定している例がみられる（京都市、長崎市、倶知安町等）

2 浦安市における宿泊税の課税要件の考え方

本検討委員会における検討の結果、以下を宿泊税の課税要件の考え方として整理した。

(1) 課税客体・納税義務者・課税標準

先行自治体では、東京都以外の全ての自治体が「ホテル」「旅館」「簡易宿所」のほか、「民泊」を課税客体としている。また、宿泊者が享受する行政サービスは宿泊施設間で大きな違いはないと考えられるため、公平性の観点から、課税客体は市内に宿泊する全ての宿泊施設を対象とし、納税義務者は上記施設への宿泊者、課税標準は上記施設への宿泊数とすることが適当であると考える。

【委員からの主な意見】

- ・ 宿泊税導入にあたっての事前告知は重要で、しっかり市が主導して説明する必要がある。

(2) 税率

市が主体的に取り組む観光振興施策として、宿泊税を活用とした観光振興や来訪者から生じる行政需要の2つの施策を進めるためには、予算規模や来訪者数のほか、宿泊事業者、宿泊者のアンケート結果を考慮した場合、一人当たりの負担額は、一律定額制で250円以下の税率とすることが望ましいと考える。

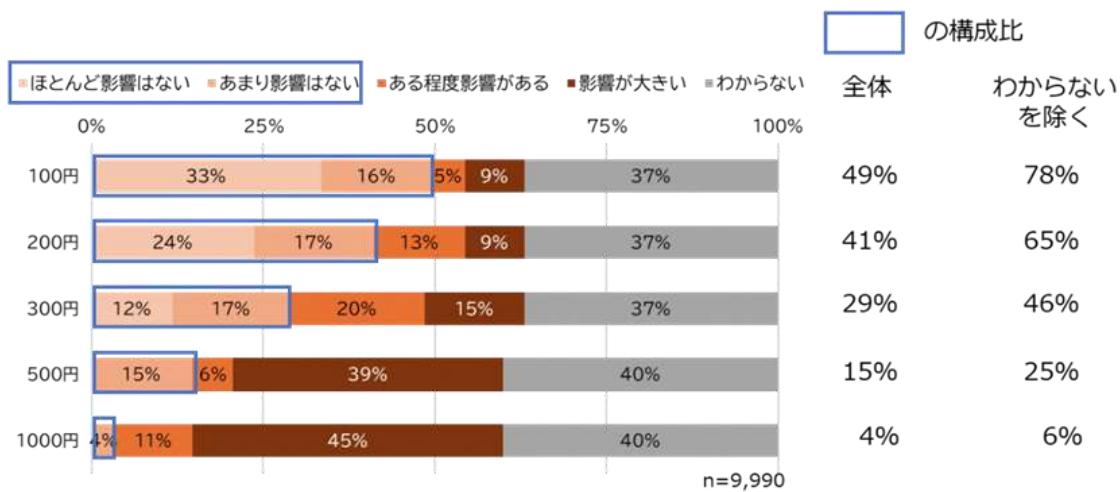
なお、別途検討を進めている千葉県との調整が必要であるが、一人当たり100円から150円の範囲内で市が直接に使途を決められる財源を確保することが適当であると考える。

【委員からの主な意見】

- ・ 宿泊事業者アンケート・宿泊者アンケートにおける300円程度を超えると、課税に対する影響や許容度の低下が想定される結果を踏まえて税率を設定する必要がある。
- ・ アンケート結果からは税率の設定は300円が目安となることに留意が必要である。
- ・ 千葉県が宿泊税を導入しなかった場合に浦安市がどのような税率を設定していたかを仮置きしておかないと論拠が立てられないと思う。
- ・ 税率については、アンケートでは200円は問題なく、300円だと意見が分かれていることから、上限250円が妥当ではないか。
- ・ 市と県で税制（税率等）が異なることによる特別徴収義務者の事務負担について考慮が必要である。

- ・ 地域主導でありながら他地域との連携、県全体の発展も視野に入れている福岡方式について、千葉県と協議する必要がある。
- ・ 県税と市税を足したものが他の自治体を超えることが無いことが望ましい。そのような方向で、今後の検討を進めていく必要がある。
- ・ 今後、頻繁に変更ができないことを想定すると、需要を冷やさず理解が得られる範囲であれば徴収しても構わないのではないかと思う。

【アンケート回答結果の抜粋】



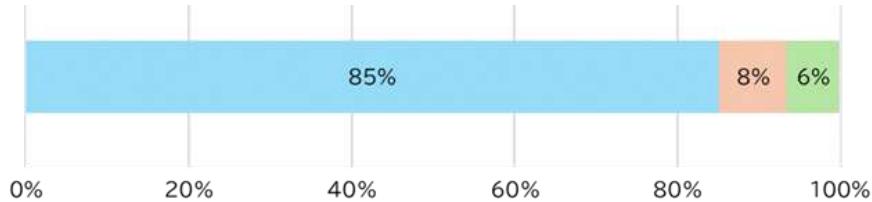
(3) 免税点

先行自治体では、東京都、大阪府、金沢市で免税点を設定しているが、宿泊者は宿泊料金によらず一定程度の行政サービスを享受していると考えられること、また、宿泊事業者の徴収事務負担軽減の観点から、免税点は設定しないことが適当であると考える。

【委員からの主な意見】

- ・ 一定程度の行政サービス享受していることから免税点を設定しないことは、妥当である。
- ・ 宿泊代金が安い方と高い方で受ける行政サービスが大きく異なるわけではないので、受益者に平等に負担してもらうという考え方でいいのではないか。

【アンケート回答結果の抜粋】



- 宿泊料金によらず、全ての宿泊者から宿泊税を徴収しても良い
- 宿泊料金が一定額未満の宿泊者からは宿泊税を徴収しない方が良い
- すべての旅行者から徴収すべきではない
- (その他)民泊の営業日数制限撤廃後検討
- 未回答

(4) 課税免除

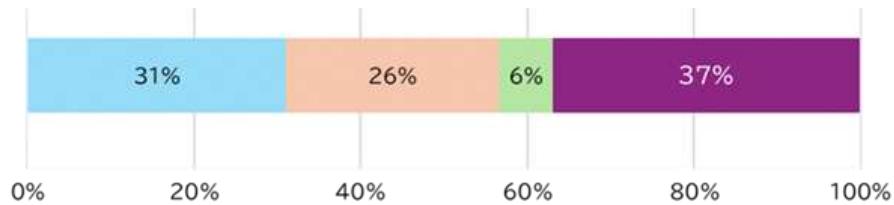
先行自治体では、京都市、俱知安町、長崎市等で修学旅行等に対し、課税免除を設定している。

宿泊事業者のアンケート結果において、修学旅行等の課税免除を設定するべきという意見や本市は、千葉県内でも最も修学旅行等で訪れていること、さらには、宿泊事業者に与える影響が大きいことなどを考慮し、先行自治体が課税免除している外国大使等の任務遂行に伴う宿泊に加え、小・中学校、高校の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者の宿泊に対し課税免除することが適当であると考える。

【委員からの主な意見】

- ・ 教育旅行に対する影響、宿泊事業者に対する需要の影響、将来的な観光振興などを考慮して教育旅行への課税免除の有無の検討が必要である。
- ・ 教育旅行による課税について、需要が減るという委員の声が多く、課税免除とするのが妥当である。
- ・ 浦安市は全国の教育旅行者が集まる特徴を留意する必要がある。
- ・ 教育旅行は営業収入の支柱であるため、宿泊税導入によって教育旅行が縮小しないよう課税免除を導入してほしいという強い希望を持っている。
- ・ この税率であれば十分耐えうるのではないか。ただ、宿泊事業者がリスクを犯したくない、浦安市が他都市と比べて不利益を被りたくないという意見も理解できるため、県とよく議論してほしい。

【アンケート回答結果の抜粋】



- 全ての宿泊客から宿泊税を徴収すべき
- 修学旅行生は宿泊税を免除すべき
- すべての旅行者から徴収すべきではない
- (その他)民泊の営業日数制限撤廃後検討
- (その他)一律徴収が実務上楽だが、教育旅行としての配慮は必要
- 未回答

(5) 徴収方法・特別徴収義務者・申告期限

全ての先行自治体において、宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収して自治体に納入する特別徴収の方法により行っており、宿泊施設の経営者、または、宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者としている。

宿泊税について、宿泊者から市及び県が直接徴収することは現実的ではないため、先行自治体と同様に、宿泊事業者を特別徴収義務者とする特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収）とし、一括（市課税分・県課税分）して納入することが適当であると考える。

また、申告期限についても、先行自治体と同様に、各月の初日から末日までの間の分について翌月の末日までに納入（一定の要件を満たす場合、3ヶ月分をまとめての納入）とすることが適当であると考える。

【委員からの主な意見】

- ・ 県と浦安市で徴収の仕組みを同じものとした場合、特別徴収義務者である宿泊施設で一括して集めてもらうとすると、県と市の2階建では、事業者は県と市それぞれに納めてもらう形になるのではないか。
- ・ 市町村レベルでエリアにあった観光施策が求められていることを踏まえると、税金の納入先や施策の実施主体は市が妥当である。
- ・ 徴収方法については、浦安市でまとめて徴収して県に収める方法でも十分かと思う。

(6) 制度の見直し

総務省の通知「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」において、「法定外目的税等の課税を行う期間については、（中略）原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。」とされている。また、見直し内容の検討に係る期間、先行自治体における見直し期間の設定状況を踏まえると、制度の見直しは、条例施行後5年を目途に検討を行うことが適当であると考える。

【委員からの主な意見】

- ・ 浦安市は、世界規模の観光地を持つ特殊なベッドタウンという特徴から使い方は中長期的なものになると思う。

(7) 特別徴収義務者報奨金及びシステム改修費

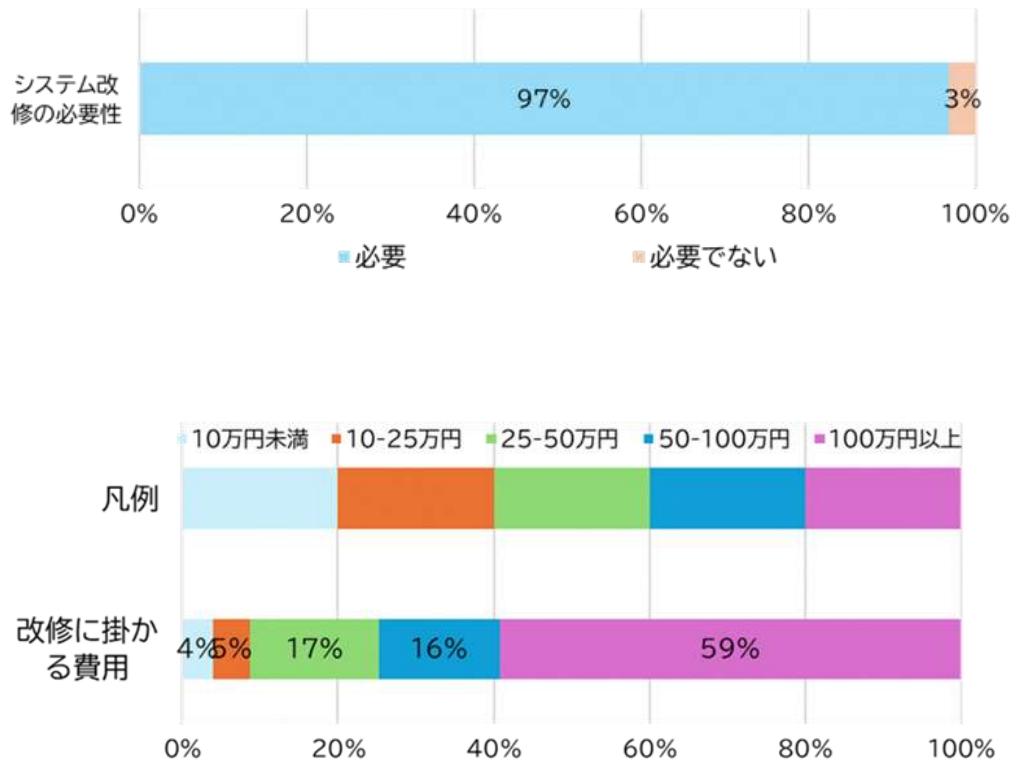
宿泊事業者を特別徴収義務者として指定した場合、徴収に係る事務的負担や経費的負担を課すことになるため、先行自治体における特別徴収義務者報奨金の状況を踏まえ、設定することが適当であると考える。ただし、先行自治体と同様に、導入後の加算措置や上限の設定について今後検討する必要がある。

また、導入時においてもスムーズな徴収事が可能となるようシステム改修への支援方法を検討する必要がある。

【委員からの主な意見】

- ・ 特別徴収義務者には、手続きに伴う負担が出てくるが配慮やインセンティブ、システム更改の補助金等、行政からの支援が必要である。
- ・ 市からシステム補助や報奨金的なものが出ることにつながれば、特段徴収に弊害は出ないと判断している。
- ・ 報奨金について、事業者の事務負担の大きさや他事例で5%を検討している事例を踏まえると、現状の2.5%を可能な限り3～5%に引き上げることを検討してもらいたい。
- ・ 報奨金の率については、浦安市と千葉県で同率にしてもらいたい。
- ・ システム改修は事業者によって状況が異なるため、改めて調査をしてもらいたい。

【アンケート回答結果の抜粋】



(8) 課税要件のまとめ

項目	浦安市	(参考)千葉県 (千葉県観光振興財源検討会議)
課税客体	<p>市内に所在する次の施設又は住宅(以下、「宿泊施設」という)への宿泊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル又は簡易宿所に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅(民泊) 	<p>県内に所在する次の施設又は住宅(以下、「宿泊施設」という)への宿泊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル又は簡易宿所に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅(民泊) ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設(特区民泊)
納稅義務者	上記宿泊施設への宿泊者	上記宿泊施設への宿泊者
課税標準	上記宿泊施設への宿泊数	上記宿泊施設への宿泊数
税率	1人1泊につき一律定額制で100円から150円の範囲内	1人1泊につき150円の一法律額制
免税点	なし(設定しない)	なし(設定しない)
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊 ・対象の学校の生徒及び引率者 	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊※修学旅行等の例外規定は設定しない
徴収方法	特別徴収(特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、一括して納入する。)	<p>特別徴収(特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、県へ納入する) ※市町村が導入(上乗せ)した場合、賦課徴収事務は県または市のどちらか一方が行う</p>
特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
申告期限	<p>各月の初日から末日までの間の分について翌月の末日までに納入する ※一定の要件を満たす場合、3ヶ月分をまとめての納入を可能とする(具体的な要件については検討)</p>	<p>各月の初日から末日までの間の分について翌月の末日までに納入する ※一定の要件を満たす場合、3ヶ月分をまとめての納入を可能とする(具体的な要件については検討)</p>
制度の見直し	条例施行後5年を目途に検討を行う	条例施行後5年を目途に検討を行う
特別徴収義務者報奨金	先行自治体における特別徴収義務者報奨金の状況を踏まえ、設定する。(導入後の加算措置や上限の設定について検討)	納期内納入額に対して2.5%(導入後の加算措置や上限の設定について検討)

3 入湯税の制度改正について

宿泊税の導入検討に伴い、観光関連の財源として導入実績のある入湯税（法定目的税）について先行導入自治体の例を参考にし、検討を実施した。

その結果、宿泊税とは使途・目的や課税客体が異なること、市民共有の地下資源を利用しており、相応の負担を求めることには理由があることなどから、宿泊税導入に伴う入湯税の制度改正の必要はないと判断することが適当と考える。

宿泊税と入湯税の比較

項目	宿泊税	入湯税
種別	法定外目的税	法定目的税
課税団体	導入自治体	鉱泉浴場所在の市町村
課税客体	導入自治体内に所在する次の宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 (・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊） ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊）)	鉱泉浴場における入湯行為
納税義務者	宿泊施設への宿泊者	入湯客
税率	自治体が設定可能	1日あたり150円（課税標準） ※条例により税率変更可能
徴収方法	特別徴収 旅館等が特別徴収義務者として、宿泊客から宿泊税を徴収し、都府県または市町村に納入	特別徴収 旅館等が特別徴収義務者として、入湯客から入湯税を徴収し、市町村に納入
使途・目的	・受入環境の充実 ・観光資源の魅力向上 ・観光情報発信 ・観光振興の体制強化 ・市町村の財政支援 等	・環境衛生施設の整備 ・鉱泉源の保護管理施設の整備 ・消防施設その他消防活動に必要な施設の整備 ・観光の振興（観光施設の整備を含む）

第6 検討のおわりに

本検討委員会は、観光振興や多くの来訪者から生じる様々な行政需要に対応する必要があることから、これらの取り組みの新たな財源として、法定外目的税である宿泊税を導入することについて多様な視点から、諮問事項である導入の必要性、財源の規模及び使途、課税対象や税率等について検討を行ってきた。

これまでの審議内容を踏まえ、本検討委員会では以下の点について浦安市に答申する。

(1) 宿泊税導入の必要性について

- ・本市は、テーマパークを中心として市外や県外だけでなく世界各国から観光客が訪れる世界規模の観光地を持つ一方、首都圏のベッドタウンという側面を持つ特殊な特徴を持つ地域である。
- ・本市の宿泊者も年間800万人以上と来訪者から生じる行政需要に対応するための財源の確保が課題となっている。

以上のことから、観光振興や多くの来訪者から生じる様々な行政需要に対応するため、新たな財源として宿泊税の導入が必要である。

(2) 宿泊税の導入に係る課題等の整理について

- ・宿泊税導入検討にあたっては、宿泊者に対する税制の簡素化や徴収事務の負担軽減、必要十分な税収の確保等の観点から、別途導入を検討している千葉県と調整を図る必要がある。

(3) 宿泊税の制度内容の検討について

- ・課税要件を検討するにあたり、市の現況把握（予算規模や来訪者数）のほか、宿泊事業者、宿泊者のアンケート結果を考慮しつつ、検討を行った。
- ・浦安市は全国の教育旅行者が集まる特徴に留意し、教育旅行に対する影響、宿泊事業者に対する需要の影響、将来的な観光振興などを考慮すると、教育旅行への課税免除が必要である。
- ・浦安市としての宿泊税が確保できる仕組み、直接的に使途を決められる財源を確保する必要がある。
- ・以上のことから、「第5 宿泊税の課税要件について 2 浦安市における宿泊税の課税要件の考え方（8）課税要件のまとめ」にまとめた。（報告書P30）

(4) 宿泊税の充当事業等の整理について

- ・浦安市が宿泊税を活用し、今後取り組むべき使途の方向性は観光まちづくりの推進や地域観光マーケティング、推進基盤体制の強化などの観光振興や来訪者から生じる行政需要の2つの施策が必要である。

- ・「第4宿泊税の導入の目的、使途について 3宿泊税を活用した使途の方向性」にまとめた。(報告書P18~P22)
- ・なお、宿泊税の使途となる観光振興施策については、方向性や優先順位を明確にして取り組む必要がある。

(5) 関係機関の情報収集について

- ・宿泊税を導入するにあたり、先行導入自治体の状況把握や他自治体の宿泊税検討状況の把握、宿泊事業者・宿泊者・市民アンケート調査結果等の情報収集を実施した。

(6) その他必要な事項に関するここと

- ・宿泊税の導入にあたっては、関係事業者等に対して課税要件など制度の丁寧な説明や意見徵収を実施し、導入への理解を得る必要がある。
- ・本検討委員会で議論した各委員から出された意見や関係事業者の意見等も踏まえ、内容を更に精査したうえで決定することを求める。
- ・納税者や関係事業者、市民等に対し、宿泊税の情報発信を行うこと及び宿泊税の効果検証などに取り組む必要がある。
- ・宿泊税導入検討にあたっては、宿泊者に対する税制の簡素化や徵収事務の負担軽減、必要十分な税収の確保等の観点から、千葉県とは、十分な連携、協議しながら特に課税要件については、丁寧に検討を進めていくことを求める。

宿泊税を活用した効果的な施策を展開することにより、住民・来訪者が安心・安全して滞在できる受入環境の維持・充実を図り、市内経済の活性化など、宿泊客の増加や宿泊税の增收から新たな市民サービスを提供していくという「宿泊税による好循環」が生まれ、これまで以上に浦安市の魅力が高まることを期待する。

最後に、本検討委員会における検討のため、アンケート調査にご協力いただいた宿泊事業者、宿泊者、市民の皆様、調査検討に際し、ご協力いただいた関係者の皆様方に厚く御礼申し上げる。

令和7年1月

浦安市宿泊税導入検討委員会

参考Ⅰ 浦安市宿泊税導入検討委員会の設置並びに組織及び運営に関する要綱

浦安市宿泊税導入検討委員会の設置並びに組織及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 本市における宿泊税の導入を検討するため、浦安市附属機関の設置等に関する条例（令和4年条例第2号。以下「条例」という。）第2条第2項の規定により、条例別表第2の類型の欄に掲げる行政運営において生じる課題等の検証等に係る委員会に該当するものとして浦安市宿泊税導入検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

2 検討委員会の設置期間は、決裁のあった日から令和7年3月31日までとする。

(検討委員会の所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について、処理する。

- (1) 宿泊税の導入に係る課題等の整理に関すること。
- (2) 宿泊税の制度内容の検討に関すること。
- (3) 宿泊税の充当事業等の整理に関すること。
- (4) 関係機関の情報収集に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員8人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 有識者
- 2 委員の任期は、1年以内で市長が必要と認めた期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第5条 検討委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 検討委員会の会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 検討委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、財務部市民税課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別で定める。

附 則

(施行期日)

- I この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、第1条第2項に規定する期間の末日限り、その効力を失う。

参考2 諒問書

浦市税第45号
令和6年5月28日

浦安市宿泊税導入検討委員会 委員長様

浦安市長 内田悦嗣

新たな税財源の確保としての宿泊税導入の検討について（諒問）

このことについて、浦安市宿泊税導入検討委員会の設置並びに組織及び運営に関する要綱第2条に規定する所掌事務に基づき、下記のとおり諒問します。

記

1 諒問事項

宿泊税導入の検討について

- (1) 宿泊税導入の必要性について
- (2) 宿泊税の導入に係る課題等の整理について
- (3) 宿泊税の制度内容の検討について
- (4) 宿泊税の充当事業等の整理について
- (5) 関係機関の情報収集について
- (6) その他必要な事項に関するこ

2 諒問理由

本市では健全な財政運営を堅持するため、市税収入などの徴収率の向上に努めるとともに、新たな財源の確保に取り組んでおり、ガバメントクラウドファンディングやふるさと納税の返礼品の拡充などを行ってきました。

また、本市に所在するテーマパーク等への来場者はコロナ禍前では、年間約3,000万人を超える、宿泊者も年間800万人以上が本市に滞在しており、来訪者から生じる行政需要に対応するための財源の確保が課題となっています。

宿泊税については、観光需要やインバウンドの回復が見込まれる中、多くの自治体で検討が行われており、千葉県でも「千葉県の新しい観光振興に向けた研究会」から「宿泊税導入に向けた検討を早期に開始することが適当である」との意見がありました。本市でも、観光推進や多くの来訪者から生じる様々な行政需要に対応するため、「浦安市宿泊税の導入に関する内部検討委員会」を設置し、宿泊税導入について検討してきました。

つきましては、こうした状況を踏まえ、宿泊税の導入について貴委員会の意見を賜りたく、諒問するものです。

参考3 委員名簿

(50音順・敬称略)

委員名	所属
大塚 成男 おおつか しげお	熊本学園大学 大学院 会計専門職研究科 教授
木村 清司 (前) 白田 真吾 きむら きよし しらた しんご	東京ベイ舞浜リゾート地域協議会 事務局長
櫻井 博幸 さくらい ひろゆき	公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー 事務局長
田中 政彦 たなか まさひこ	浦安商工会議所 専務理事
二宮 秀生 にのみや ひでお	明海大学 副学長 ホスピタリティ・ツーリズム学部教授
萩野 隆二 はぎの りょうじ	一般社団法人浦安観光コンベンション協会 マネジメントアドバイザー

参考4 検討経過

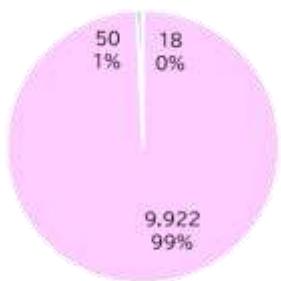
時期・場所	内容
令和6年5月28日(火) (市役所4階 災害対策本部室)	第1回浦安市宿泊税導入検討委員会 議題: 浦安市の情勢、観光の現状、宿泊税の課税要件、使途の検討、アンケート・ヒアリング(案)
令和6年8月19日(月) (浦安市文化会館3階大会議室)	第2回浦安市宿泊税導入検討委員会 議題: 前回本検討委員会でのご意見と対応、アンケート調査結果と分析、使途(素案)、課税要件(素案)、使途の明確化と公表の仕方
令和6年10月21日(月) (市役所4階 S5、S6会議室)	第3回浦安市宿泊税導入検討委員会 議題: 前回本検討委員会でのご意見と対応、浦安市宿泊税導入検討委員会報告書(素案)
令和6年11月26日(火) (市役所10階 協働会議室)	第4回浦安市宿泊税導入検討委員会 議題: 前回本検討委員会でのご意見と対応、浦安市宿泊税導入検討委員会報告書(案)

参考5 宿泊事業者アンケート

※いずれも客室数ベースでの集計結果

(1)宿泊事業者の回答属性

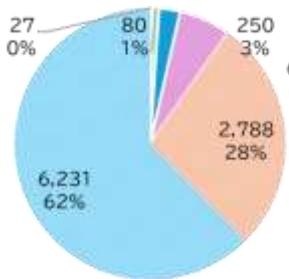
①施設のタイプ



- ホテル
- 旅館
- 簡易宿所
- 住宅宿泊事業を行う届出住宅(民泊)

施設の宿泊タイプ	回答数	構成比
ホテル	9,922	99%
旅館	0	0%
簡易宿所	50	1%
住宅宿泊事業を行う届出住宅(民泊)	18	0%
合計	9,990	100%

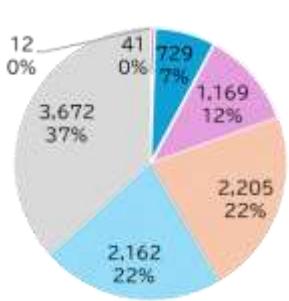
②客室数 (R6.6 末)



- 1~10室未満
- 10~50室未満
- 50~100室未満
- 100~200室未満
- 200~500室未満
- 500室以上

客室数	回答数	構成比
1~10室未満	27	0%
10~50室未満	80	1%
50~100室未満	250	3%
100~200室未満	614	6%
200~500室未満	2,788	28%
500室以上	6,231	62%
合計	9,990	100%

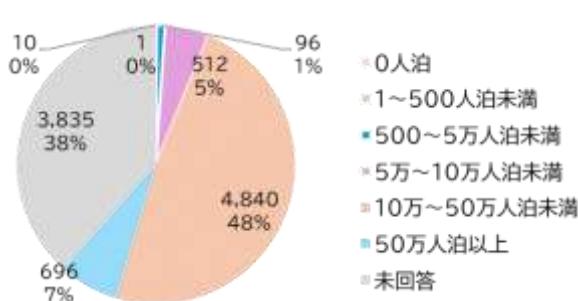
③収容人数 (R6.6 末)



- 1~10人未満
- 10~100人未満
- 100~500人未満
- 500~1000人未満
- 1000~2000人未満
- 2000人以上
- 未回答

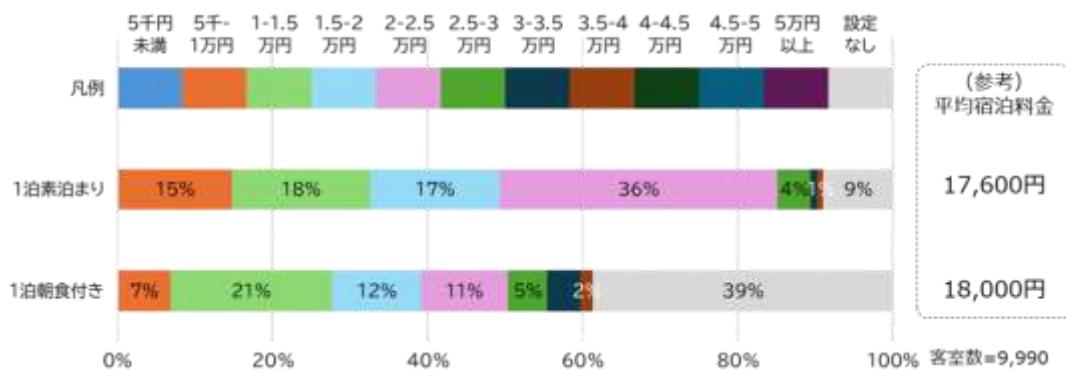
収容人数	回答数	構成比
1~10人未満	12	0%
10~100人未満	41	0%
100~500人未満	729	7%
500~1000人未満	1,169	12%
1000~2000人未満	2,205	22%
2000人以上	2,162	22%
未回答	3,672	37%
合計	9,990	100%

④年間総宿泊人数(R5年 年間)



年間総宿泊人数	回答数	構成比
0人泊	1	0%
1~500人泊未満	10	0%
500~5万人泊未満	96	1%
5万~10万人泊未満	512	5%
10万~50万人泊未満	4,840	48%
50万人泊以上	696	7%
未回答	3,835	38%
合計	9,990	100%

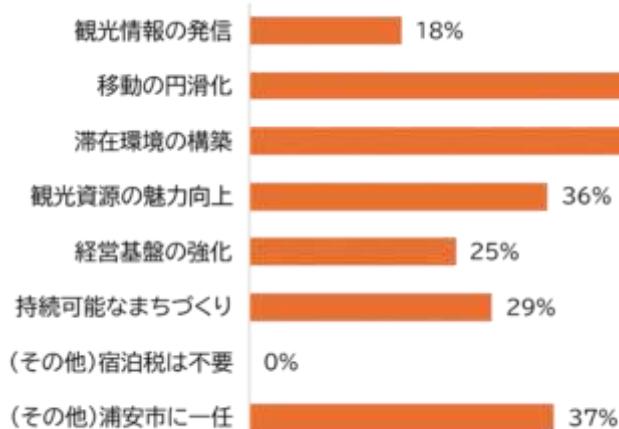
⑤1泊ひとりあたり平均宿泊料金



※平均宿泊料金の算出方法

- 選択肢で設定している料金の中央値から算出（設定なしは除く）
- ただし、5千円未満は5千円、5万円以上は5万円として計算

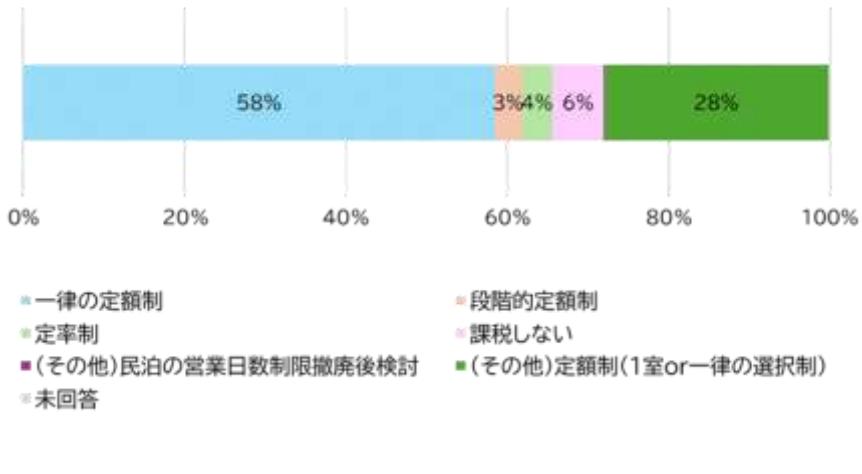
(2) 望ましい使途



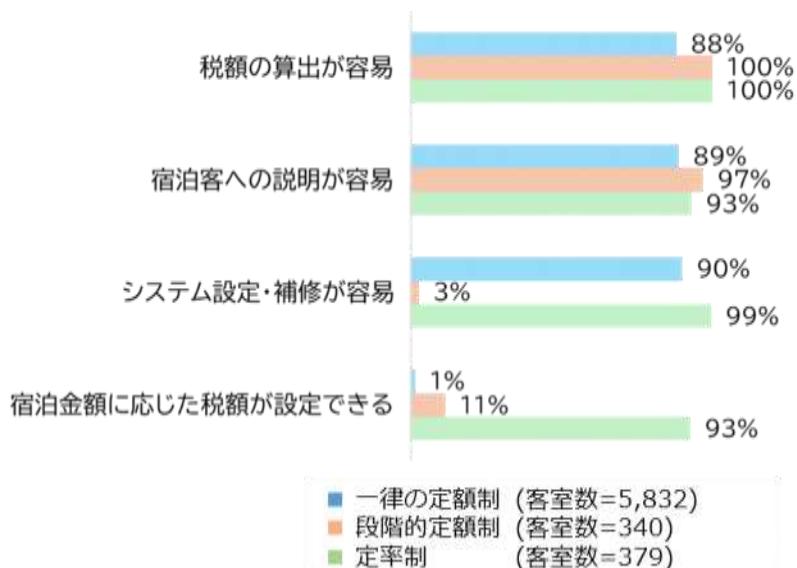
観光情報の発信	観光協会や案内所の機能強化、パンフレットや案内サインの充実、多言語対応等の充実など
観光施設の交通アクセスの充実、交通混雑緩和化、ノースターレンタカーの利用による利便性強化、大型バスの駐車場整備など	観光施設の交通アクセスの充実、ノースターレンタカーの利用による利便性強化、大型バスの駐車場整備など
快適で安心・安全な滞在環境の構築	快適で安心・安全な滞在環境の構築、公共交通機関の充実など
観光資源の魅力向上	浦安市川を活用したアクティビティ開発や浦安の歴史を感じるユニークなメニューの開発など
観光産業の経営基盤強化及び競争の促進	観光産業の魅力づくり・人材育成づくり、ターニングツリーバイブルの推進など
持続可能な観光まちづくり	SDGsツーリズム対策など

(3) 税率の設定方法

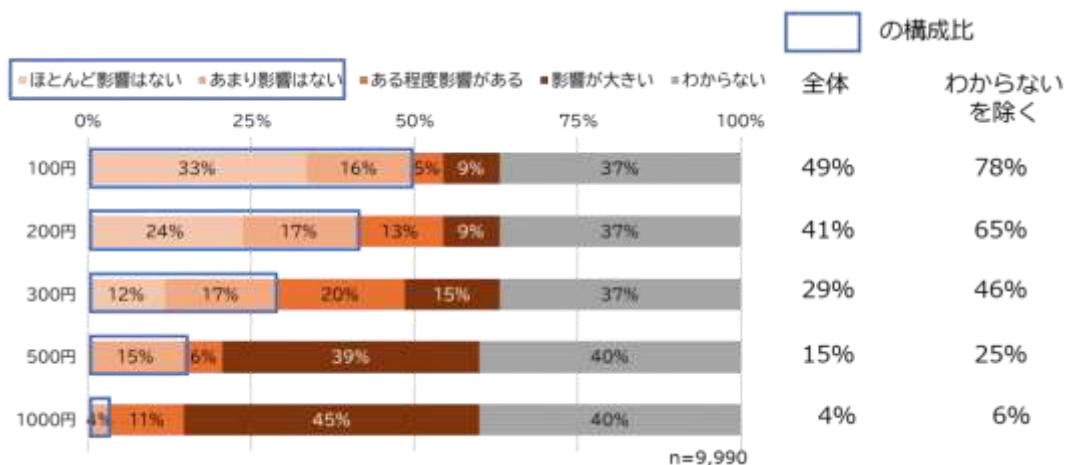
① 望ましい税率の設定方法



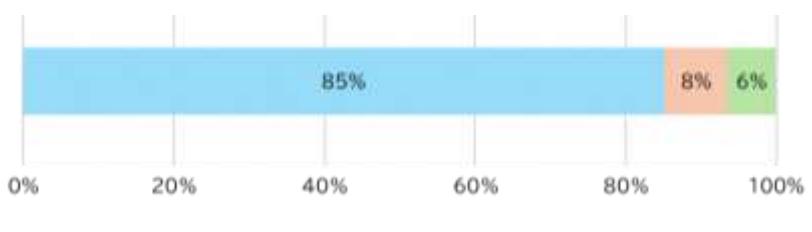
② 税率設定の理由



③宿泊税導入が宿泊需要に与える影響



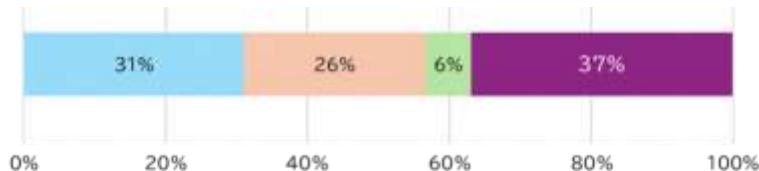
(4) 免税点の設定について



- 宿泊料金によらず、全ての宿泊者から宿泊税を徴収しても良い
- 宿泊料金が一定額未満の宿泊者からは宿泊税を徴収しない方が良い
- すべての旅行者から徴収すべきではない
- (その他)民泊の営業日数制限撤廃後検討
- 未回答

n=9,990

(5) 特定の宿泊者への課税免除について

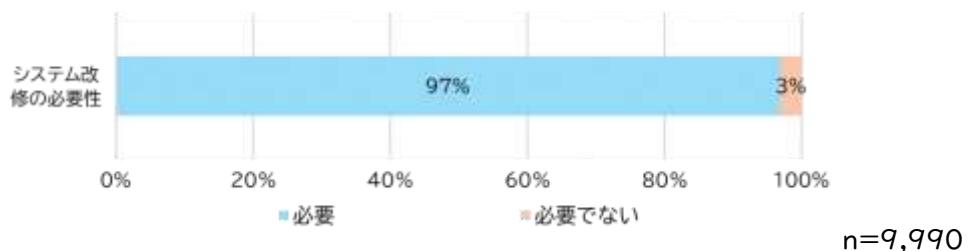


- 全ての宿泊客から宿泊税を徴収すべき
- 修学旅行生は宿泊税を免除すべき
- すべての旅行者から徴収すべきではない
- (その他)民泊の営業日数制限撤廃後検討
- (その他)一律徴収が実務上楽だが、教育旅行としての配慮は必要
- 未回答

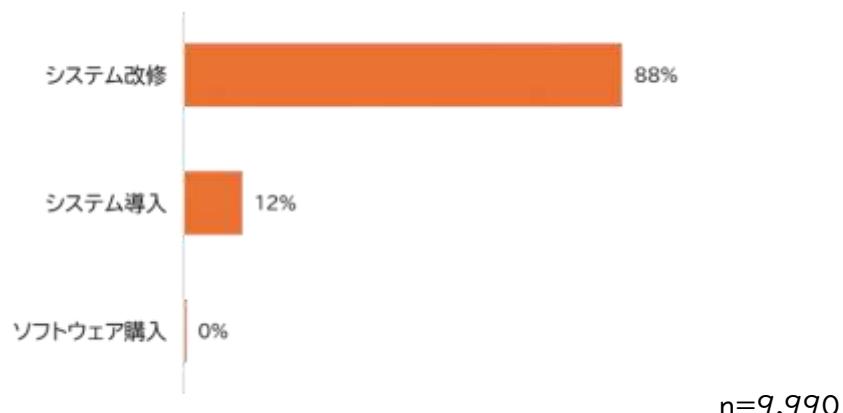
n=9,990

(6) 宿泊税導入に係るシステム改修

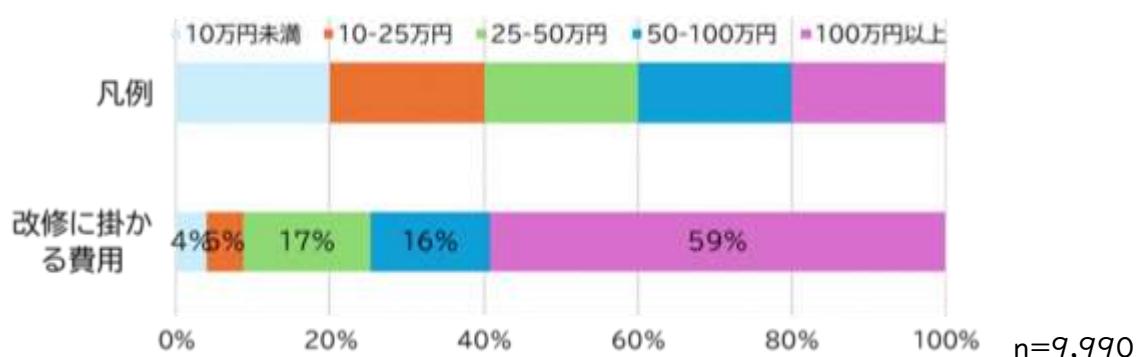
①システム改修の必要性



②システム改修の内容



③システム改修費用



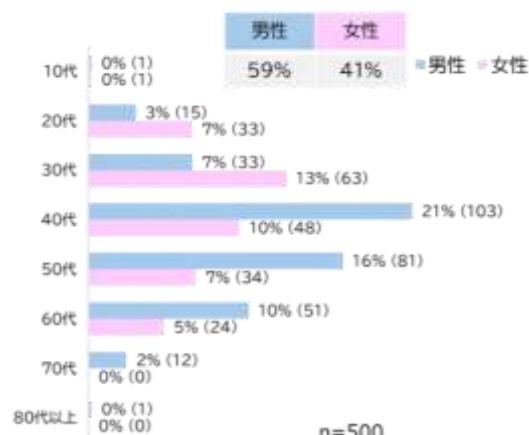
平均 78 万円程度

※選択肢で設定している金額の中央値として計算。10万円未満は10万円、100万円以上は100万円と仮定

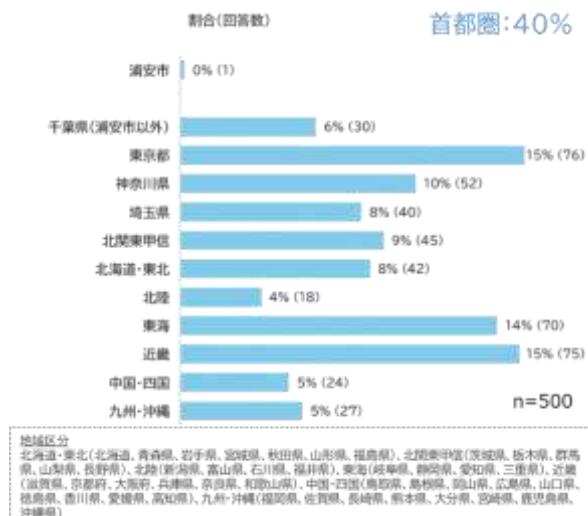
参考6 宿泊者アンケート

(1)回答者属性

①性年齢

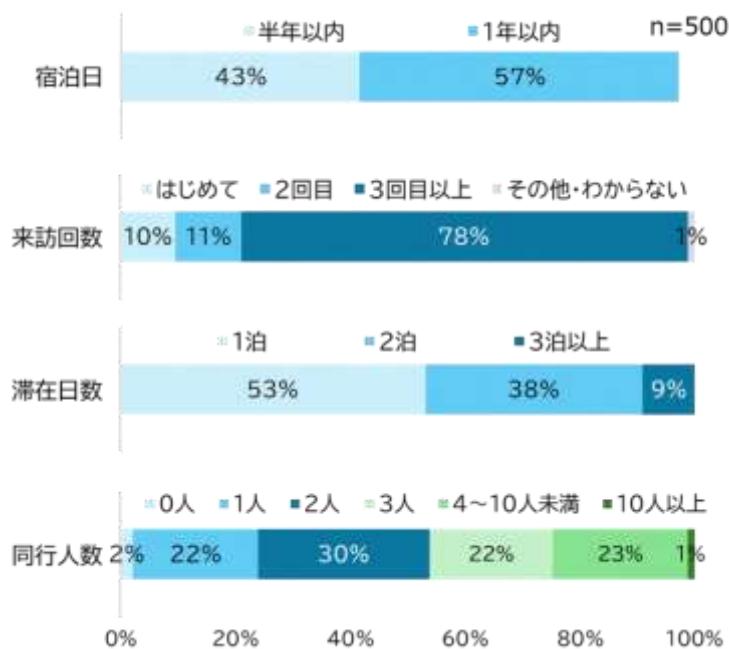


②居住地

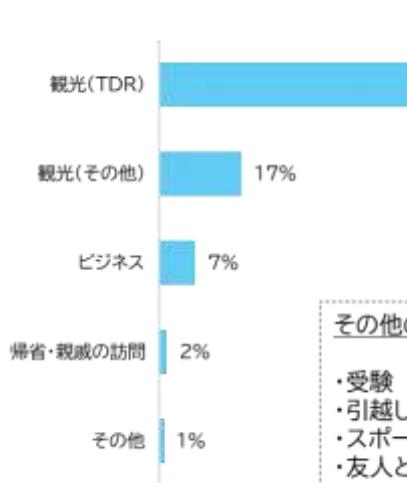


(2)宿泊の状況

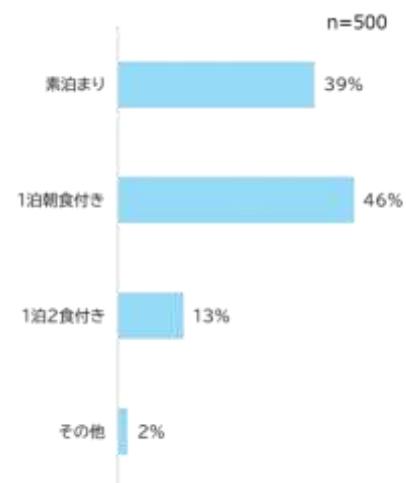
①宿泊日・来訪回数・滞在日数・同行人数



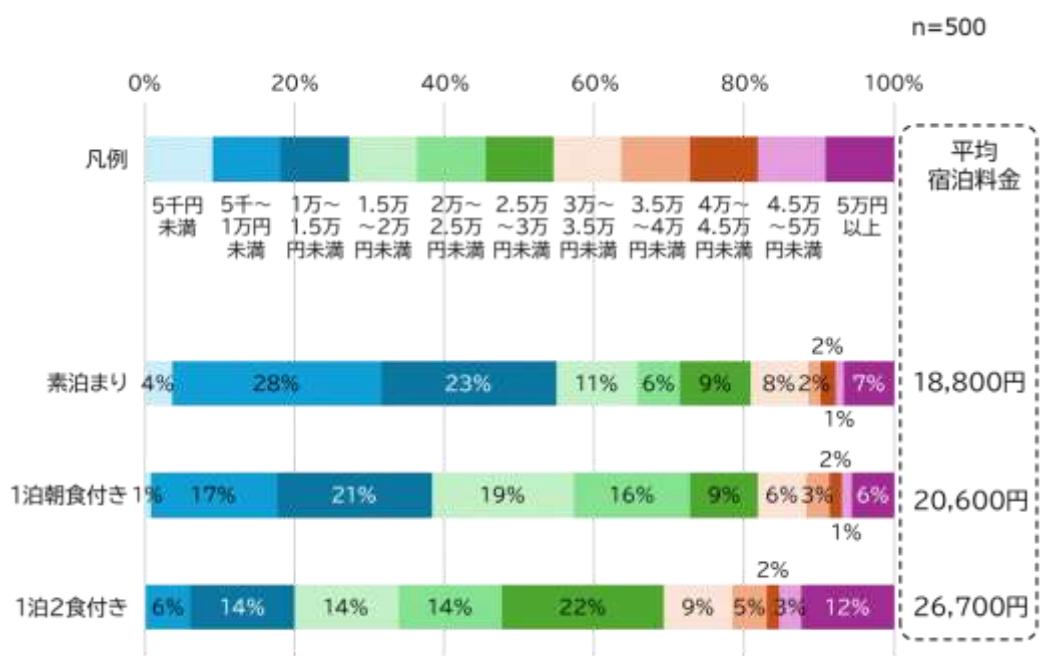
②宿泊目的



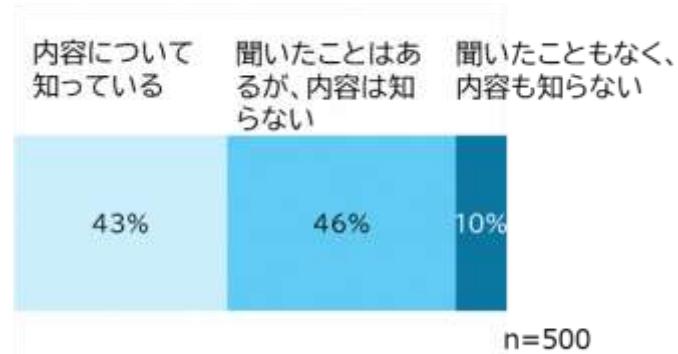
③利用した宿泊プラン



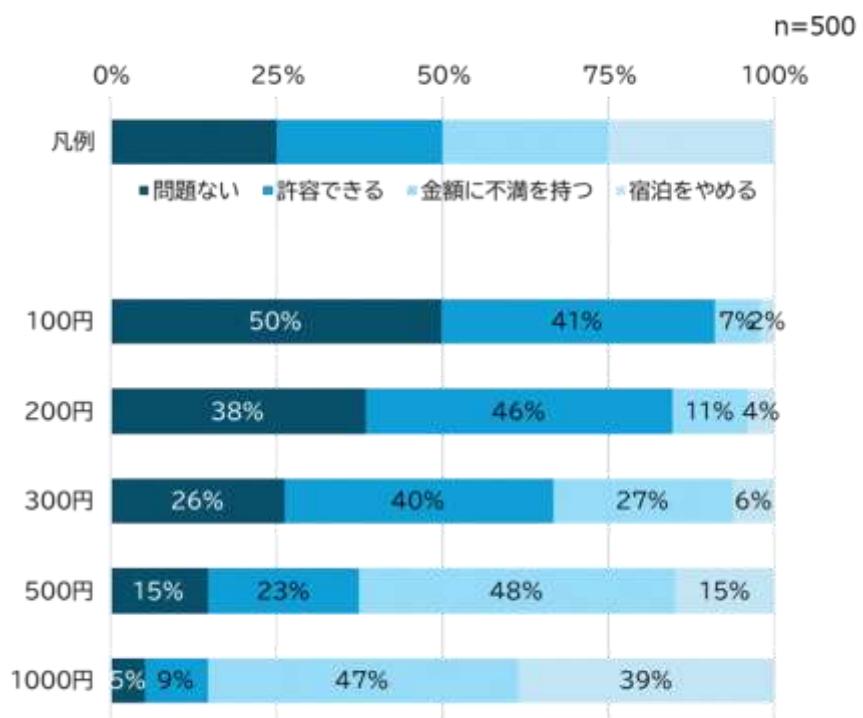
④宿泊料金



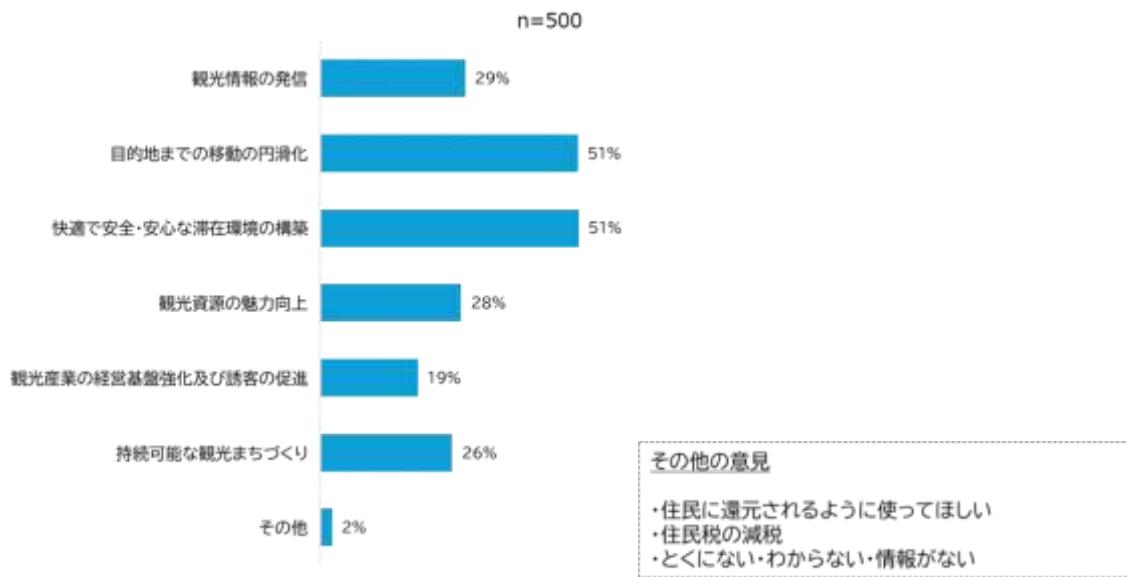
(3)宿泊税の認知度



(4)宿泊税の金額別の許容度



(5) 望ましい使途

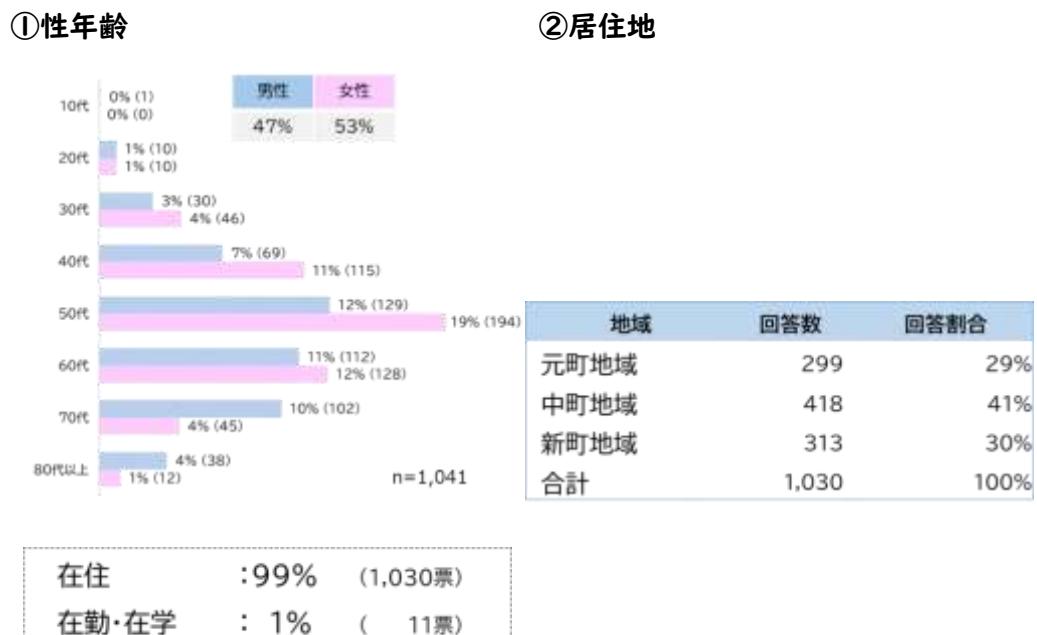


質問で設定した選択肢

観光情報の発信	観光協会や案内所の機能強化、パンフレットや案内サインの充実、多言語表記等の充実など
目的地までの移動の円滑化	観光施設間の交通アクセスの充実、交通混雑の緩和、バスやレンタカーの利用による周遊促進、大型バスの駐車場整備など)
快適で安全・安心な滞在環境の構築	宿泊施設の受入環境整備の支援、バリアフリーの推進、災害発生時の迅速な対応、救急体制の拡充、駅前環境及び道路整備の充実など)
観光資源の魅力向上	境川や東京湾・旧江戸川を活用したアクティビティ開発や浦安の歴史を感じるユニークペニーの開発など)
観光産業の経営基盤強化及び誘客の促進	観光産業の担い手づくり・人材育成づくり、ターゲット設定に基づくプロモーションの展開、MICEの推進など)
持続可能な観光まちづくり	SDGsツーリズムの推進、オーバーツーリズム対策など

参考7 市民アンケート

(1)回答者属性



(2)オーバーツーリズムに関する意見

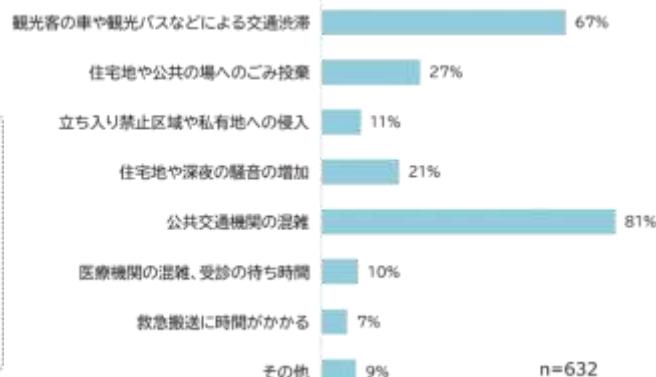
①観光客の多さによる影響の有無

ある : 61% (632票)
ない : 39% (409票)

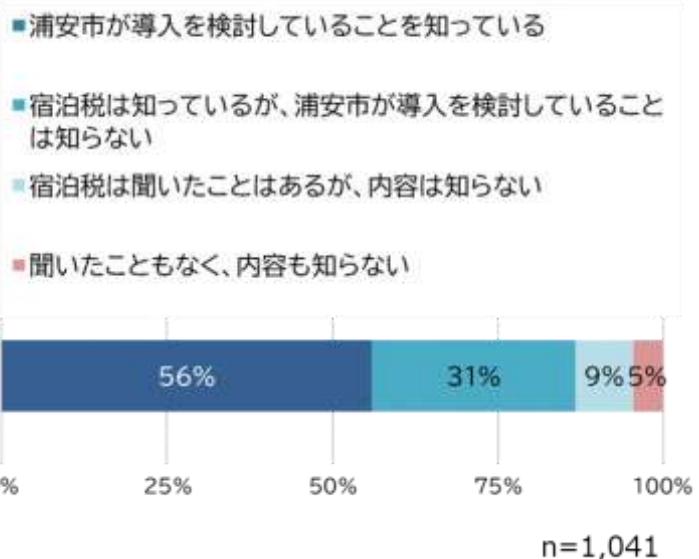
その他回答例

- ・コンビニ、スーパーの混雑
 - ・商業施設、スーパーの混雑
 - ・スーパーなどで荷物を持った観光客を見かける
 - ・スーツケースやキャリーバッグを引いて歩く観光客が増えたためか、歩道のタイルの破損が増えた気がする
 - ・大きなスーツケースを持った集団で道路も交通機関内も幅を取っている
 - ・歩道上における大人数で滞留する行為や自転車レーンでの歩行
- など

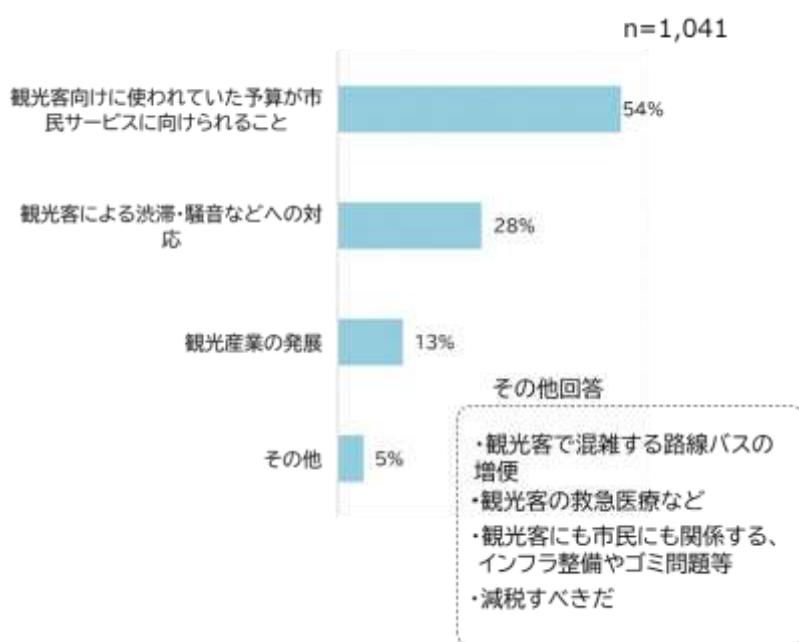
②影響の内容



(3) 宿泊税の認知度



(4) 望む使途



浦安市インターネット市政モニター制度(Uモニ)
monitor-m@monitor.city.urayasu.chiba.jp

参考8 先行自治体の課税要件

市町村(1/2)

	京都市 (京都府)	金沢市 (石川県)	倶知安町 (北海道)	福岡市 (福岡県)	北九州市 (福岡県)
施行日	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月
課税客体	次の宿泊者への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設	次の宿泊者への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設	次の宿泊者への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設	次の宿泊者への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設	次の宿泊者への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設
課税標準	1人あたりの1泊の宿泊料金	1人1泊または1部屋1泊の宿泊料金	1人あたりの1泊の宿泊料金	1人あたりの1泊の宿泊料金	1人あたりの1泊の宿泊料金
納稅義務者	宿泊者	宿泊者	宿泊者	宿泊者	宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収
特別徴収義務者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設
申告納入期限	1日から末日までの期間の税金を翌月末日までに申告納付 ※特例承認を受けると、3か月ごとの納付が可能	1日から末日までの期間の税金を翌月末日までに申告納付 ※特例承認を受けると、3か月ごとの納付が可能	1日から末日までの期間の税金を翌月末日までに申告納付 ※特例承認を受けると、3か月ごとの納付が可能	1日から末日までの期間の税金を翌月末日までに申告納付 ※特例承認を受けると、3か月ごとの納付が可能	1日から末日までの期間の税金を翌月末日までに申告納付 ※特例承認を受けると、3か月ごとの納付が可能
税率	①2万円未満：200円 ②2~5万円未満：500円 ③5万円以上：1,000円	①2万円未満：200円 ②2万円以上：500円	宿泊料金の2%	①2万円未満：150円 ②2万円以上：450円	150円
免税点	なし	5千円 (令和6年10月~)	なし	なし	なし
課税免除 (外国大使以外)	保育所、小・中学校、高校の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者	なし	小・中学校、高校の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者	なし	なし
見直し期間	5年ごと	5年ごと	5年ごと	5年ごと	5年ごと
特別徴収交付金交付額	納期内納入額の3.0%（令和6年度以降は2.5%） 【交付上限額】200万円	納期内納入額の3.0%（令和6年度以降は2.5%） 【交付上限額】50万円 ※前期後期の2回で各50万円	①すべて納期内に完納：納期内完納額の3.0% ②納期内に未納の月がある： 納期内完納額の2.5% ③加算金を伴う増額更正： 納期内完納額の1.5%	納期内納入額の3.0%（令和7年度以降は2.5%） 【交付上限額】200万円 ※（令和2年度～令和6年度）期間内にすべての電子申告し、納期限までに納入する：さらに3.5%加算	納期内納入額の3.0%（令和7年度以降は2.5%） 【交付上限額】200万円 ※（令和2年度～令和6年度）期間内にすべての電子申告し、納期限までに納入する：さらに3.5%加算

市町村(2/2)

	長崎市 (長崎県)	ニセコ町 (北海道)	常滑市 (愛知県)
施行日	令和5年4月	令和6年11月(予定)	令和7年1月(予定)
課税客体	次の宿泊者への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設	次の宿泊者への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設	次の宿泊者への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設
課税標準	1人あたりの1泊の宿泊料金	1人1泊または1部屋1泊の宿泊料金	1人あたりの1泊の宿泊料金
納稅義務者	宿泊者	宿泊者	宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収	特別徴収
特別徴収義務者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設
申告納入期限	1日から末日までの期間の税金を翌月末日までに申告納付 ※特例承認を受けると、3か月ごとの納付が可能	1日から末日までの期間の税金を翌月末日までに申告納付 ※特例承認を受けると、3か月ごとの納付が可能	1日から末日までの期間の税金を翌月末日までに申告納付 ※特例承認を受けると、3か月ごとの納付が可能
税率	①1万円未満：100円 ②1万円以上2万円未満：200円 ③2万円以上：500円	①2万円未満：200円 ②2~5万円未満：500円 ③5~10万円未満：1,000円 ④10万円以上：2,000円 ※当分の間、宿泊料金が5千円以下の場合は100円	200円
免税点	なし	なし	なし
課税免除(外国大使以外)	小・中学校、高校の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者 その他活動やスポーツ大会参加者である児童・生徒、引率者	修学旅行その他学校行事に参加している者のほか、町長が必要と認める者	なし
見直し期間	5年ごと	5年ごと	施行後3年、その後5年ごと
特別徴収交付金交付額	納期内納入額の2.5% 【交付上限額】50万円	納期内納入額の5.0%	納期内納入額の2.5%

都府県

	東京都	大阪府	福岡県
施行日	平成 14 年 10 月	平成 29 年 1 月	令和 2 年 4 月
課税客体	次の宿泊者への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所	次の宿泊者への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設	次の宿泊者への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設
課税標準	1 人あたりの 1 泊の宿泊料金	1 人 1 泊または 1 部屋 1 泊の宿泊料金	1 人あたりの 1 泊の宿泊料金
納税義務者	宿泊者	宿泊者	宿泊者
徴収方法	特別徴収	特別徴収	特別徴収
特別徴収義務者	・旅館業法第 3 条第 1 項の許可を受けた者 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所	・旅館業法第 3 条第 1 項の許可を受けた者 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設	・旅館業法第 3 条第 1 項の許可を受けた者 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設
申告納入期限	1 日から末日までの期間の税金を翌月末日までに申告納付 ※特例承認を受けると、3 か月ごとの納付が可能	1 日から末日までの期間の税金を翌月末日までに申告納付 ※特例承認を受けると、3 か月ごとの納付が可能	1 日から末日までの期間の税金を翌月末日までに申告納付 ※特例承認を受けると、3 か月ごとの納付が可能
税率	①1 万 5 千円未満：100 円 ②1 万 5 千円以上：200 円	①1 万 5 千円未満：100 円 ②1 万 5 千～2 万円未満：200 円 ③2 万円以上：300 円	200 円
免税点	1 万円	7 千円	なし
課税免除(外国大使以外)	なし	なし ※万博開催期間中のみ修学旅行生等を課税免除	なし
見直し期間	5 年ごと	5 年ごと	施行後 3 年、その後 5 年ごと
特別徴収交付金交付額	納期内納入額の 2.5% 【交付上限額】100 万円	①すべて納期内に完納： 納期内完納額の 3.0% ②納期内に未納の月がある： 納期内完納額の 2.5% ③加算金を伴う増額更正： 納期内完納額の 1.5%	納期内納入額の 3.0% (令和 7 年度以降は 2.5%) 【交付上限額】200 万円 ※(令和 2 年度～令和 6 年度)期間内にすべての電子申告し、納期限までに納入する：さらに 3.5% 加算

参考9 宿泊税と入湯税の導入自治体における税率

宿泊税・入湯税 導入市町村	宿泊税	入湯税
浦安市	導入検討中	入湯客1人1日当たり150円
京都市	①2万円未満：200円 ②2～5万円未満：500円 ③5万円以上：1,000円	【宿泊を伴う入湯】 ・1人1泊につき150円 【日帰りの入湯】 ・1人1日につき100円
金沢市	①2万円未満：200円 ②2万円以上：500円	【宿泊を伴う入湯】 ・1人1泊につき150円 【日帰りの入湯】 ・1人1日につき100円
俱知安市	宿泊料金の2%	【宿泊を伴う入湯】 ・1人1泊につき150円 ※1週間以上にわたる長期宿泊入湯の場合は70円 【日帰りの入湯】 ・1人1日につき70円
福岡市	①2万円未満：150円 ②2万円以上：450円	【宿泊を伴う入湯】 ・1人1泊につき50円 ※宿泊税導入前は150円 【日帰りの入湯】 ・1人1日につき50円
北九州市	150円	【宿泊を伴う入湯】 ・1人1泊につき150円 【日帰りの入湯】 ・1人1日につき100円
長崎市	①1万円未満：100円 ②1万円以上2万円未満： 200円 ③2万円以上：500円	【宿泊を伴う入湯】 ・1人1泊につき150円 【日帰りの入湯】 ・1人1日につき30円
ニセコ町	①2万円未満：200円 ②2～5万円未満：500円 ③5～10万円未満：1,000円 ④10万円以上：2,000円 ※当分の間、宿泊料金が5千円以下の場合は100円	【宿泊を伴う入湯】 ・1人1泊につき150円 ※湯治のための7日以上の滞在は1日70円 【日帰りの入湯】 ・1人1日につき100円

参考 10 委員からの提出資料

第2回浦安市宿泊税導入検討委員会

提出資料

(一社)浦安観光コンベンション協会



■目次

■浦安観光の概況

- 浦安観光の変遷
- 宿泊者数、客室数、観光客数
- 浦安の産業構造と観光
- 浦安観光の課題
- 浦安の観光イノベーションプラン

■宿泊税について

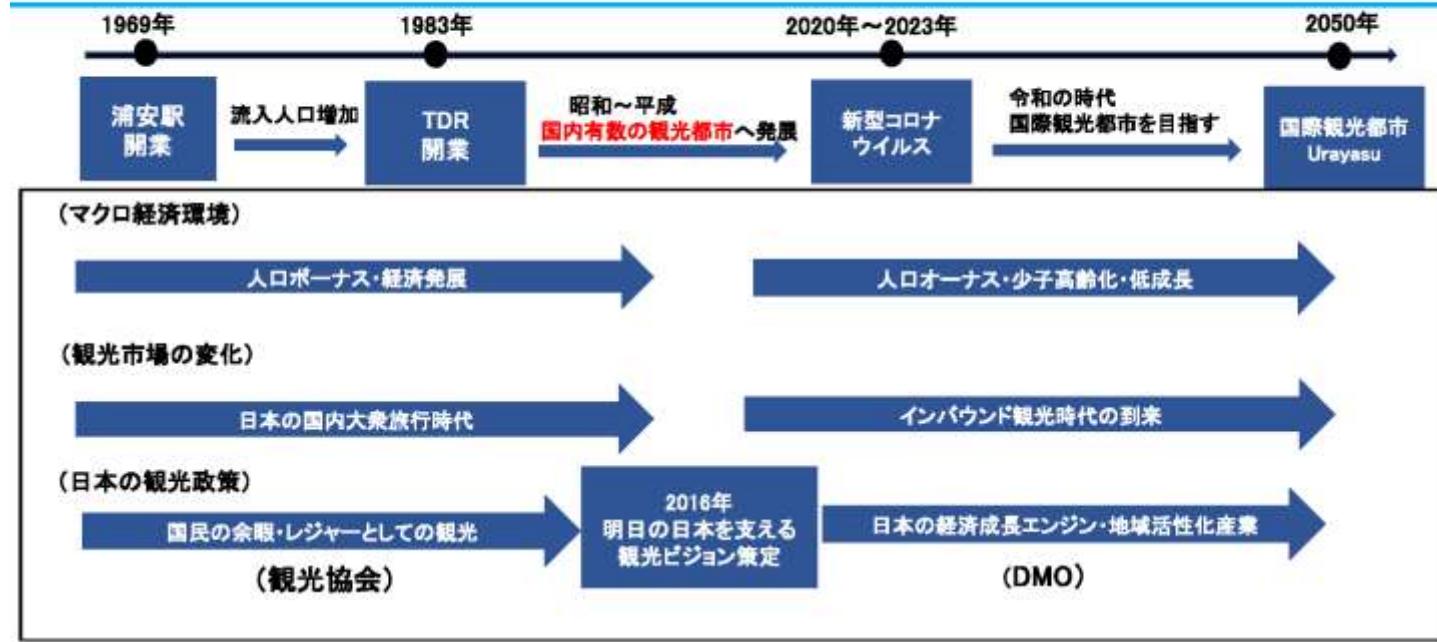
- 宿泊税導入の意義について
- 観光予算、宿泊税等の他都市との比較
- 宿泊税の使途について
- 課税免除と県と市の宿泊税の運用について



浦安観光の概況



■浦安の観光の変遷



■浦安の観光施策の方向性



浦安観光コンベンション協会

3



■浦安の宿泊データ (2019年データ比較)

都道府県延べ宿泊者数



浦安市のポジション
総宿泊者数
約807万人

長崎県・熊本県・奈良県を越える

都道府県外国人延べ宿泊者数



浦安市のポジション
総宿泊者数
約86万人

長崎県・宮城県・奈良県を越える

浦安市一つで「長崎県」「奈良県」を越える来訪者



■浦安の客室数の比較

浦安の客室数の県内比較(2019年)

1位	浦安市	11,705室	39施設
2位	千葉市	9,481室	91施設
3位	成田市	9,133室	55施設
4位	南房総市	2,336室	181施設
5位	市原市	2,104室	50施設
6位	木更津市	2,032室	29施設
7位	鴨川市	1,919室	92施設
8位	船橋市	1,905室	37施設
9位	柏市	1,666室	30施設
10位	館山市	1,428室	122施設

千葉県と浦安の宿泊者数比較(2019年)

	宿泊者数	修学旅行者数
千葉県全体	20,100,902	529,316
浦安市	8,074,604	406,803
浦安シェア	40.1%	76.8%

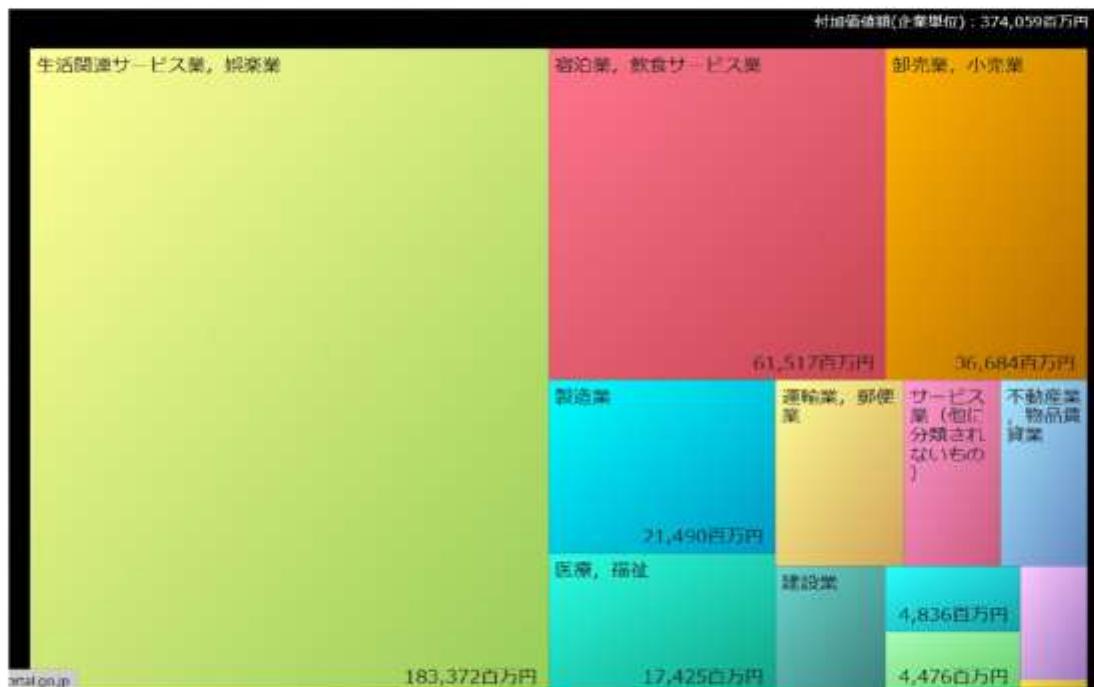
* 浦安市の宿泊施設は現在約13,000室に増えている。

* 修学旅行者数は上記の通り70%を超える県内で圧倒的な集客数を持つ。

■浦安市の産業構造(付加価値額(企業単位) 経済センサス-活動調査)



2016年の生活関連サービス業、娯楽業と宿泊業、飲食サービス業の付加価値
は2448億8900万円で市全体3740億5900万円の65%を占めている。





■浦安観光の主な課題

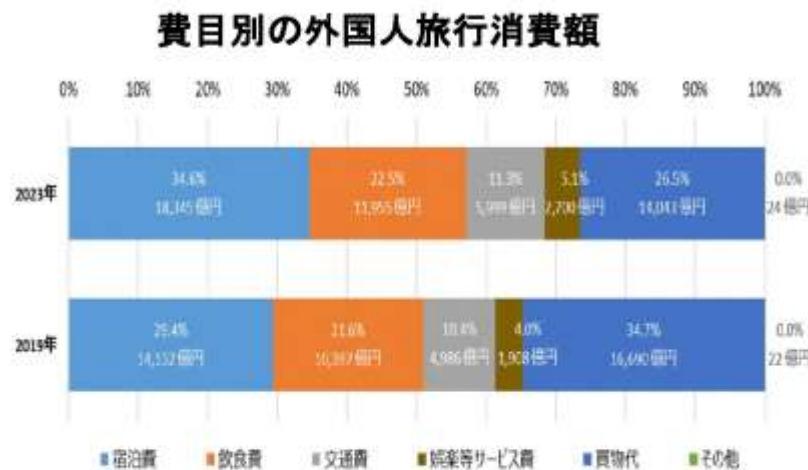
- 浦安市全体への観光の経済波及効果
- 観光客の舞浜地区への一極集中及び二次交通の整備
- 地元の特産品、土産開発等、地元事業者と観光産業との連携
- 海外インバウンドへの情報発信、多言語案内・Wi-Fi等受入環境整備
- 観光マーケティングの実施に向けたデータ収集及び分析
- 地域資源を活用したコンテンツ・商品化の取組み
- 地域の観光人材の確保と育成
- 住民と観光客に向けたユニバーサルツーリズムの推進
- 観光DXへの取組み
- 観光推進組織のリソース及び機能強化

舞浜エリアに「観光客の消費」が集中。
地域全体への裨益が課題。





■(参考)観光の経済波及効果



宿泊以外でも飲食・交通・買物など広く消費

浦安試算：80万人の外国人が街で15,000円消費すると120億相当の経済効果

宿泊者の街への回遊・滞在・消費活動を促す事により大きな地域経済効果

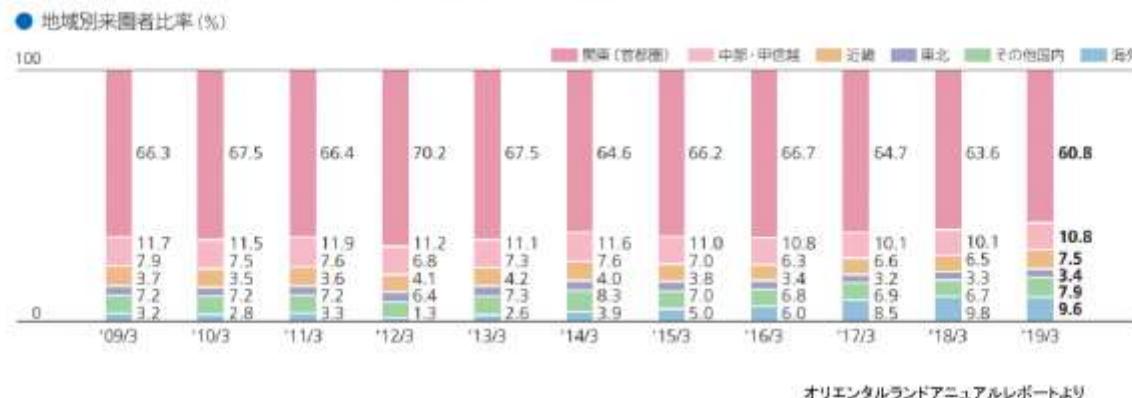


■(参考資料)TDRの来場者の変遷

2009年からの10年で来場者層に大きな変化

関東圏: 66.3%→60.8%に減少

海外: 3.2%→9.6%に増加



従来の「TDRの来訪者は観光しない」の考え方を見直し、今後は特にインバウンド客を中心に観光客の市内への回遊を促進し地域経済への波及効果を高める取組を進めていきたい。



■浦安観光イノベーションプラン

浦安観光コンベンション協会では、浦安の本質的な観光課題の解決と地域の将来に向けた観光セクターとしての貢献を目指して、浦安観光イノベーションプランを昨年より策定、実施中。

浦安の観光はTDRの開業と共に、国内の観光地としての圧倒的な知名度の向上や大規模宿泊施設の開発によりこの40年で大きく発展してきました。

一方、近年の浦安市の状況を見てみると、「高齢化の進展」や「若年層の減少」、古くからある「商店街や施設などの閉鎖」など他の日本の地域と同様に様々な課題も顕在化してきました。

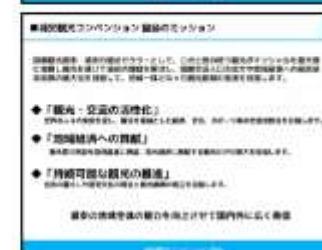
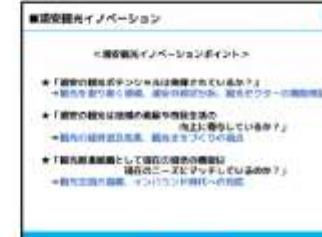
本年5月日本政府は「新たな観光立国推進基本計画」を閣議決定し、コロナの影響で日本に広がった「内向き思考」を脱却して「ビジネス」「教育・研究」「文化芸術」「スポーツ」「自然」といった新たな視点での「新時代のインバウンド拡大アクションプラン」を策定、コロナ前を上回る5兆円の訪日外国人の旅行消費の早期達成など「日本の国力向上」を目指しています。

この度、浦安観光コンベンション協会では、改めて現在の浦安の観光を取り巻く環境を分析し、浦安における観光推進の意義や組織の存在意義、価値、そしてるべき姿を見つめ直し、「浦安観光イノベーションプラン」としてとりまとめました。

コロナ禍を経て、回復から再度成長に向かう中、現在、未来に求められる浦安の観光推進の在り方について検討を重ねて來ました。

本プランをたたき台として、関係各所との議論を深めていければ幸いです。

2023年9月 浦安観光コンベンション協会



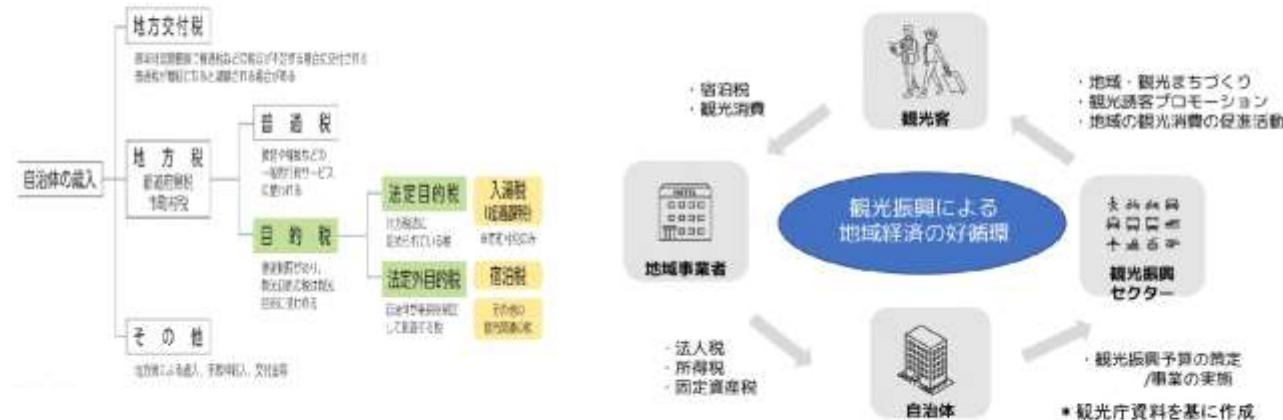


宿泊税について

■観光セクターからみた宿泊税の意義



観光振興による地域経済の好循環の形成



- 地域における観光振興の財源確保については政府・地方自治体において長らく課題とされている。
- 少子高齢化時代においては自治体における一般財源での観光振興予算の確保はハードルが高く、**国**の補助金や一部温泉地の入湯税などに頼らざるをえない状況であった。
- 「宿泊税」は、法定外目的税として、従来の自治体の一般財源に頼らない新たな税収で、持続的な観光を目指す**自治体、観光協会、DMO**において極めて大切な仕組み。
- 国や他の自治体も「既存施策の単なる穴埋め」ではなく高次元の観光施策への活用を促している。
- 住民サービスや医療、ゴミ問題等への市民生活への対応も非常に重要。
- 一方で宿泊税を安定的に徴収する為には観光振興への投資も不可欠、バランスの取れた使用用途が求められる。
- 観光客から選ばれるための持続可能な観光振興施策を通じ、観光による地元経済への波及効果や地元での雇用の促進、宿泊税に加え地域産業からの税収も増える等**地域経済の好循環形成**への活用が期待される。



■観光予算・宿泊税の他都市との比較

	長崎市	福岡市	金沢市	浦安市
人口 *2024年1月末 住基	395,438	1,645,123	444,667	171,491
宿泊者数(人泊) 2019年データ	2,705,200	9,780,000	3,431,493	8,074,604
宿泊税充当観光 振興予算 2024年度予算(千円)	464,564	5,891,396	1,629,066	—
宿泊税 2024年度予算(千円)	325,216	2,881,314	890,000	—
宿泊税充当率 観光振興予算/宿泊税	1.43	2.04	1.83	—

浦安の宿泊税を充当した観光振興予算は30億～50億規模と想定



参考)長崎市関連予算(令和6年)

令和6年度の宿泊税活用事業

3億2,521万6千円

①サービス向上・消費拡大 51,417千円
(事業費 91,556千円)

○観光地域づくり推進費

- ・サステナブルツーリズムの推進
- ・体験商品・長崎グルメ情報の提供
- ・クチコミ対策、食の多様化への対応支援
- ・ガイド育成



○長崎さるく推進費

- ・長崎さるくの情報発信、ガイド研修

○MICE推進費

- ・MICE開催に向けた機運醸成や、長崎が持つ地域資源、ユニークペニューを活用したレセプション等の実施

③受入環境整備 55,580千円
(事業費 131,770千円)

○観光地域づくり推進費

- ・市民及び市内事業者のおもてなし機運醸成

○観光産業人材育成事業費

- ・将来の観光産業を支える人材の育成のための小中学校における「観光教育実習授業」

○複合観光案内所運営費

- ・訪問客の利便性向上のための情報提示や多言語による案内の実施

○観光客受入環境整備費

- ・Wi-Fi新設（長崎駅東口広場）、多言語案内板整備、オーバーツーリズム対策警備実施

②情報提供 155,548千円
(事業費 228,544千円)

○観光地域づくり推進費

- ・観光ワンストップサイトにおける情報提供
- ・デジタル広告等による訴求プロモーション
- ・MICE参加者市内回遊促進施策



○観光客誘致推進費

- ・長崎市を舞台とした映画、ドラマ等の作品や出演する著名人を活用したPR

○さしみシティ推進事業費

- ・ガイドブック作成等による、読者及び訪問客への情報提供

○世界・日本新三大夜景推進費

- ・日本新三大夜景の情報発信

○インバウンド誘致広域連携事業費

- ・万博を契機とした他都市との連携プロモーション、海外リモートワーカー（デジタルノマド）誘致

※PR活動を活用し、場所に縛られず、誰をしながら仕事をする人達のこと

④緊急時の対応等 50,000千円

○観光交流基金積立金

⑤宿泊税賦課費 12,691千円
(事業費 12,694千円)

○宿泊税賦課業務に係る費用及び宿泊税特別徴収事務報償金



参考)福岡市観光関連事業(令和6年)

福岡市 観光関連事業費約59億・宿泊税約29億

令和6年度一般会計当初予算案における宿泊税充当事業について

1. 入浴料法(宿泊料金入込・割引振回収制度)

歳入額		(単位:千円)
(1+2)	宿泊料入込	宿泊料回収額
2,908,394	2,801,214	27,180

→宿泊料金回収率: 71.1% (令和6年実績) 不適用

2. 飲食店法(飲食料金回収率第一基準)

業種名	業種別	単位:千円	
		実 索 申 付	前 年 比
(1) 九州ポートタウン都市開発化		1,129,117	1,018,997
① 豊岡市飲食店主導の回収	主導の飲食店が、主導の飲食店の宿泊料金を回収する。主導の飲食店は、主導の飲食店の宿泊料金を回収する。	724,787	884,837
② 飲食店の宿泊料金回収率	宿泊料金を回収する。宿泊料金回収率は、宿泊料金回収率を回収する。	17,791	17,295
③ 飲食店の宿泊料金回収率	宿泊料金を回収する。宿泊料金回収率は、宿泊料金回収率を回収する。	12,347	12,242
④ ホテルの宿泊料金回収率	宿泊料金を回収する。宿泊料金回収率は、宿泊料金回収率を回収する。	44,760	44,385
⑤ ホテルの宿泊料金回収率	宿泊料金を回収する。宿泊料金回収率は、宿泊料金回収率を回収する。	61,491	61,031
⑥ ホテルの宿泊料金回収率	宿泊料金を回収する。宿泊料金回収率は、宿泊料金回収率を回収する。	29,873	29,073
⑦ ホテルの宿泊料金回収率	宿泊料金を回収する。宿泊料金回収率は、宿泊料金回収率を回収する。	46,381	46,337
⑧ 飲食店の宿泊料金回収率	宿泊料金を回収する。宿泊料金回収率は、宿泊料金回収率を回収する。	41,394	41,398
⑨ 飲食店の宿泊料金回収率	宿泊料金を回収する。宿泊料金回収率は、宿泊料金回収率を回収する。	88,370	88,370
⑩ 飲食店の宿泊料金回収率	宿泊料金を回収する。宿泊料金回収率は、宿泊料金回収率を回収する。	27,980	27,980
(2) 九州港湾ひとづくりセンター		976,883	945,137
① HCC施設運営	HCC施設運営は、HCC施設運営の宿泊料金を回収する。HCC施設運営は、HCC施設運営の宿泊料金を回収する。	84,171	88,312
② HCC施設運営	HCC施設運営は、HCC施設運営の宿泊料金を回収する。HCC施設運営は、HCC施設運営の宿泊料金を回収する。	131,174	131,374
③ HCC施設運営	HCC施設運営は、HCC施設運営の宿泊料金を回収する。HCC施設運営は、HCC施設運営の宿泊料金を回収する。	32,580	31,038
④ HCC施設運営	HCC施設運営は、HCC施設運営の宿泊料金を回収する。HCC施設運営は、HCC施設運営の宿泊料金を回収する。	22,181	22,233
⑤ HCC施設運営	HCC施設運営は、HCC施設運営の宿泊料金を回収する。HCC施設運営は、HCC施設運営の宿泊料金を回収する。	28,211	28,011
(3) 福岡市宿泊促進企画・利便性向上誘致事業費		4,001,400	1,377,000
① 福岡市宿泊促進企画	福岡市宿泊促進企画は、上場ホテル、中高級ホテル等に宿泊料金を回収する。	49,926	99,980
② 福岡市宿泊促進企画	福岡市宿泊促進企画は、中高級ホテル等に宿泊料金を回収する。	10,000	10,000
③ 福岡市宿泊促進企画	福岡市宿泊促進企画は、中高級ホテル等に宿泊料金を回収する。	99,000	22,000
④ 福岡市宿泊促進企画	福岡市宿泊促進企画は、中高級ホテル等に宿泊料金を回収する。	61,248	61,788
⑤ 福岡市宿泊促進企画	福岡市宿泊促進企画は、中高級ホテル等に宿泊料金を回収する。	117,871	10,000
⑥ 福岡市宿泊促進企画	福岡市宿泊促進企画は、中高級ホテル等に宿泊料金を回収する。	4,121	9,700

割 算 法	歳 金 額	(単位:千円)	
		合 计 額	歳 金 額
実際の宿泊料金のうち、宿泊料金回収率に応じて割り当てる。	33,863	33,863	33,863
二階会計室より割り当てる。	4,84,700	440,007	440,007
① 宿泊料金回収率に応じて、宿泊料金回収率に応じて割り当てる。	483,000	55,759	55,759
② 宿泊料金回収率に応じて、宿泊料金回収率に応じて割り当てる。	134,000	13,300	13,300
③ 宿泊料金回収率に応じて、宿泊料金回収率に応じて割り当てる。	436,470	171,100	171,100
④ 宿泊料金回収率に応じて、宿泊料金回収率に応じて割り当てる。	20,000	10,000	10,000
⑤ 宿泊料金回収率に応じて、宿泊料金回収率に応じて割り当てる。	189,300	12,469	12,469
⑥ 宿泊料金回収率に応じて、宿泊料金回収率に応じて割り当てる。	57,300	9,556	9,556
⑦ 宿泊料金回収率に応じて、宿泊料金回収率に応じて割り当てる。	17,112	1,512	1,512
⑧ 宿泊料金回収率に応じて、宿泊料金回収率に応じて割り当てる。	1,546,111	26,237	26,237
⑨ 宿泊料金回収率に応じて、宿泊料金回収率に応じて割り当てる。	12,320	2,200	2,200
⑩ 宿泊料金回収率に応じて、宿泊料金回収率に応じて割り当てる。	41,687	41,687	41,687
⑪ 宿泊料金回収率に応じて、宿泊料金回収率に応じて割り当てる。	81,234	64,226	64,226
⑫ 宿泊料金回収率に応じて、宿泊料金回収率に応じて割り当てる。	34,220	24,220	24,220
⑬ 宿泊料金回収率に応じて、宿泊料金回収率に応じて割り当てる。	16,260	16,260	16,260
⑭ 宿泊料金回収率に応じて、宿泊料金回収率に応じて割り当てる。	4,899	4,899	4,899
⑮ 宿泊料金回収率に応じて、宿泊料金回収率に応じて割り当てる。	41,782	41,782	41,782
⑯ 宿泊料金回収率に応じて、宿泊料金回収率に応じて割り当てる。	19,818	19,842	19,842
⑰ 宿泊料金回収率に応じて、宿泊料金回収率に応じて割り当てる。	8,945	8,945	8,945
⑱ 宿泊料金回収率に応じて、宿泊料金回収率に応じて割り当てる。	18,442	18,040	18,040
⑲ 宿泊料金回収率に応じて、宿泊料金回収率に応じて割り当てる。	33,621	23,621	23,621
(A) 観光税の標準税率に割り当てる	164,126	29,037	29,037
(B) ①～⑩の合計	5,891,396	2,900,000	2,900,000

→宿泊料金回収率: 61.1% (令和6年実績) 不適用



参考)金沢市観光関連事業(令和6年)

宿泊税の活用

改 宿泊料金5千円未満の宿泊に対する宿泊税を免税(令和6年10月施行)

I. まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興を図る施策	
31 事業	523,020 千円 適用額 380,045 千円
新 美術館等開拓による魅力向上事業費	46,600 千円
まちなかの商店街や公園等のまちへの賛同リモ拈形し、まちらしい寺の魅力を創出	
新 金沢ビューグラムアーツ審議会費	29,550 千円
デジタル技術を活用した金沢ビューグラムアーツにより文化施設の所蔵品を公開	
新 織つくり伝い手育成事業費	2,000 千円
土蔵を留めながら伝承ならではの織工の織機の継承に向けた取り組み実施	
全国学生大祭会運営費	11,000 千円
本年の祭会運営にて市立高の執務するため、全国から高通学の学生を招待し、茶会を開催	
新 文化スポーツ振興費	8,000 千円
「石川県能登座接続講演会議」を実施する能登座接続講演会議に付随する活動を支援	
文化スポーツ振興事業費	17D,000 千円



II. 観光客の受け入れ環境の充実を図る施策	
新 宿泊施設改修支援事業費	60,000 千円
宿泊者の滞在感覚向上に資する施設改修を実施	
新 金沢中央観光案内所運営運営費	44,330 千円
市中心部にて外国人・国内対応。当社宿泊予約の受けなど充実した施設運営を実施	
新 まちの表情を感じる夜間照明改修事業費	5,800 千円
まちの表情を感じる夜間照明改修を実施した上で、計画的に照明設備を整備	
新 道路ガイドおもてなし推進費	2,350 千円
外国人旅行者の多様なニーズに対応するため、地域連携協力会の導入を実施	



IV. 推奨経費 51,496千円
I.～IV.事業費合計 1,629,066 千円
適用額合計 890,000 千円

82事業 890,000千円

令和6年度宿泊税 収入額 890,000千円

III. 市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策	
29 事業	577,436 千円 適用額 255,331 千円
新 観光駐車場埋立地対策費	4,500 千円
駐立駐車場に立地誘導看板を設置し、周辺地域におけるバスや歩行者の通行量の整理を実施	
新 第3期まちのり構築費	25,000 千円
第3期まちのり構築に着手(令和7年4月供用開始予定)	
新 まちかど文化芸術プログラム施設調査費	3,000 千円
市民や住民が暮らしながら文化芸術を気軽に体験できる仕組みを検討	
新 沢尻駅周辺環境向上整備費	66,483 千円
近隣環境向上のため、老朽化した駅周辺施設を更新するほか、周辺の基础设施に向けた交通導線等の改善	
新 まちで楽しむまちづくり指導助成費	17,577 千円
まちで楽しむまちづくり指導助成費	
新 よりまちの輪わい道出前衛化促進事業費	14,300 千円
まちなかの回遊性を高め、遊びを出すための景観美化を推進	
新 都心駅交通円滑化対策強化費	8,300 千円
都心駅の交通円滑化と安全な歩行環境を確保するため、既存施設改修	

II. 災災した商店街への支援や震災の復興発展に利用することで商賈活性化を含めた広域観光を推進	
II. 1 事業	216,100 千円 適用額(R6) 70,000 千円 適用額(R5) 144,500 千円
新 災災復興キャンペーン事業費	6,500 千円
全般的な商店街の活性化において、商店一戸内のタイプ別キャンペーンを実施	
新 商食店活性化事業費	30,000 千円
商店街活性化事業費	
新 地域振興文化財保存活用事業費	6,100 千円
商店街の伝統文化の保存活用事業費	
新 商食被災者扶助マッチング等支援費	2,000 千円
商店業者との扶助マッチング支援の難儀や出張医療相談を実施	
新 商食被災事業者店舗改修支援費	22,000 千円
商店街で被災した中小企業等の事業再生に向けて、本事で一時的に開業する店舗を支援	
新 「壁産の金沢伝伝販売工具復旧費	2,000 千円
KOGEI Art Gallery 銀座の壁産の壁産の壁産に開業の工具工具を販売	
新 製作工具等修理費	3,000 千円
商品開拓の工作室作品をアトリエ工芸館に贈呈し、販賣販売を実施	
新 被災宿泊施設改修支援事業費補助(震災補正)	50,000 千円
被災した宿泊施設の改修を支援	
新 被災宿泊費支拂費(震災補正)	90,000 千円
被災生活を送っている方に対する支拂費	
新 能貫店壁面装飾キヤハベーン事業費(震災補正)	4,500 千円
能貫店壁面装飾キヤハベーンの開業を既存として能貫店壁面を金沢駅で開業	

浦安観光コンベンション協会

16

■宿泊税の使途について ~住んで良し・訪れて良しの浦安を目指して~



宿泊税の使途は、住民・観光客・地域に配慮した運用を期待





■課税要件と宿泊税の運用について

■課税免除の範囲について

浦安は全国から多くの中高生が修学旅行で訪れているおり、修学旅行の課税に関しては教育旅行市場における競合都市の課税免除状況や公立学校の教育旅行費の予算の範囲、家計における教育費の負担、さらには将来のリピーターとしての可能性などを鑑み、京都市と同様に「課税免除」を提案。

(千葉県全体の修学旅行者数：浦安市の修学旅行者数 333,573 人：237,362 人 71%) R4年千葉県観光入込調査報告書)

■県と市の宿泊税の運用について

- ・宿泊税の活用にあたっては、地域の観光関連事業者の細やかな要望や当地を訪れる観光客の特性に合わせた観光施策の実施が求められる。
- ・宿泊税は、浦安を訪れる観光客からそのエリアの施設で徴収するもの。その地域の来訪者の要望を直接感じられ観光施策に反映できる地域に密着した地元観光セクターでの運用が最も効果的と考えられる。

< * 提案 >

福岡市方式の採用。(福岡県200円<福岡市150円 福岡県・50円>)

地域主導でありながら他地域との連携、県全体の発展も視野に入れている福岡市方式を提案。

浦安の持続可能な観光まちづくりを推進していくには、市における医療体制、消防インフラ、ごみ処理体制、舞浜エリアを中心とした二次交通など滞在人口に対する経費負担及び宿泊事業者への支援、インバウンド市場に向けた観光プロモーション、MICEの誘致、観光DXへの取組み、地元事業者への観光経済の拡大など、地域が主体となった観光まちづくりの取組が求められる。

